

中 部 山 岳 国 立 公 園
南 部 地 域
管 理 計 画 書
(案)

平 成 年 月

長 野 自 然 環 境 事 務 所

中部山岳国立公園南部地域管理計画書 目次

はじめに

第1章 中部山岳国立公園南部地域の概況	1
1. 当地域の概況	1
2. 管理計画の地域区分	3
第2章 管理の将来目標・基本方針	4
1. 将来目標・基本方針の位置づけ	4
2. 将来目標・基本方針	4
(1) 中部山岳国立公園南部地域の将来目標	4
(2) 各地域における将来目標・基本方針	4
3. 目標達成のための仕組み	8
(1) 中部山岳国立公園南部地域連絡会議の設置	8
第3章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	9
1. 特に保全すべき自然景観と主要展望地点	9
(1) 北アルプス（飛騨山脈）の山岳景観	9
(2) 上高地と山岳が一体になった景観	9
(3) 温泉中心部のまちなみと周囲の樹林	9
(4) 乗鞍高原の景観	9
(5) 北アルプス（飛騨山脈）の氷河地形及び雪渓	9
2. 特に保全すべき自然環境と課題	9
(1) 北アルプス（飛騨山脈）の高山植物群落	9
(2) 梓川の河畔林	9
(3) 乗鞍高原の半自然草地	10
(4) 北アルプス（飛騨山脈）のライチョウ個体群	10
(5) 高山チョウ及びその食草	10
3. 野生生物の保護管理	10
(1) 保護が必要な希少野生動植物への対応	10
(2) 管理が必要な野生動物への対応	11
(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物への対応	11
4. 関連施策との連携	12
(1) 鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区	12

(2) 国有林野施策	12
(3) 文化財保護法に基づく天然記念物	12
(4) 条例	13
(5) 景観法	13
第4章 適正な国立公園利用の推進に関する事項	14
1. 中部山岳国立公園南部地域の利用について	14
2. 利用マナー	14
(1) 利用マナー向上のための方法	14
(2) 検討項目	14
3. 利用の適正化	15
(1) 利用の適正化のための方法	15
(2) 検討項目	15
4. 国立公園情報の発信	16
(1) 利用者への周知に関する事項	16
(2) 国立公園関係者の意識の向上に関する事項	17
5. 安全対策	17
(1) 登山・トレッキングの安全対策	17
(2) 火山情報の発信	18
(3) 野生動物による人的被害への対策	18
6. エコツーリズムの推進	19
(1) ソフト面による推進	19
(2) ハード面による推進	19
7. 利用指導	19
(1) ウォータースポーツ、スカイスポーツ等について	19
(2) マウンテンバイク（自転車）の登山道等への乗り入れについて	19
(3) 写真、テレビ等の撮影、取材について	19
8. 普及啓発	20
第5章 その他国立公園の適正な保護と利用に関する事項	21
1. 公園管理に携わる団体	21
2. 研究者との連携	22
第6章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	23
1. 許可、届出等取扱方針	23

(1) 特別地域及び特別保護地区	23
(2) 普通地域	30
2. 公園事業取扱方針	31
(1) 共通取扱事項	31
(2) 集団施設地区	38
(3) 道路	48
(4) 園地	53
(5) 宿舎	56
(6) 避難小屋	59
(7) 休憩所	60
(8) 野営場	60
(9) スキー場	63
(10) 駐車場	63
(11) 運輸施設（索道運送施設）	64
(12) 排水施設	65
(13) 医療救急施設	65
(14) 公衆浴場	65
(15) 公衆便所	66
(16) 博物展示施設	66

資料編

- ・別紙1 色彩について
- ・別紙2 中部山岳国立公園南部地域における移動通信施設の取扱いについて
- ・別紙3 歩道における標識標準デザイン
- ・別紙4 宿舎事業（山小屋）における小型風力発電施設の設置について
- ・別紙5 適用施設一覧表
- ・別紙6 指定植物
- ・別図1 白骨温泉
- ・別図2 乗鞍高原集団施設地区
- ・別図3 平湯集団施設地区
- ・別図4 乗鞍鶴ヶ池集団施設地区
- ・別図5 上高地集団施設地区

はじめに

中部山岳国立公園は昭和9年12月に国立公園に指定された我が国を代表する山岳国立公園です。特に南部地域（以下、「当地域」という。）はこの公園の核心部であり、我が国のアルピニズムを育てた山岳地であるとともに、上高地や平湯温泉等、山岳観光地の典型でもあります。上高地などの自動車利用適正化事業（マイカー規制）、登山道の管理等、古くから国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NPO等の多様な主体が管理を行っており、より良い国立公園とするためにはこれらの多様な主体が、一体となって公園管理を行うことが必須となっています。

中部山岳国立公園の保護と利用について定めた当地域の公園計画は、昭和59年6月に再検討、平成4年7月に点検、平成9年9月に一部変更を経て、平成19年3月に第2次点検が行われました。

また、当地域の国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的とした管理計画は、以下の通り策定されてきました。

上高地地域管理計画書	(平成4年7月)
乗鞍地域管理計画書	(平成5年3月)
南部地域管理計画書	(平成5年3月)

このような背景から今般、当地域に係る多様な主体が一体となって公園管理を行うために、3つの地域に分かれている管理計画書を統合し、新たに「中部山岳国立公園南部地域管理計画書」を作成することとしました。

本計画書では当地域全体が一体となって目指す「将来目標」を策定し、地域別ではより細やかで具体的な「地域における目標」と「基本方針」を設けました。目標達成に向け、多様な主体が地域の一員となって行動し、その進捗状況を点検できる仕組みとなっています。

第1章 中部山岳国立公園南部地域の概況

1. 当地域の概況

当地域は長野県と岐阜県の二県にまたがり、槍・穂高連峰を中核とする山岳、乗鞍岳及びその山麓に広がる高原を含む地域です。

日本を代表する風景地である当地域は、新緑と残雪が美しい春から紅葉と新雪が映える秋まで多くの利用者を受け入れています。上高地では全国に先駆けて昭和 50 年からマイカー規制による環境保護が行われており、現在では乗鞍岳でも同様の取り組みがなされ、この地域における公園利用の大きな特徴となっています。また、当地域には白骨温泉、中房温泉、平湯温泉、新穂高温泉等の温泉も多く、シーズンを問わず、多くの利用者が訪れます。

地形・地質

槍・穂高連峰は標高 3,190m の奥穂高岳を最高峰に、槍ヶ岳、南岳、涸沢岳等 3,000m 級の山々が連なり、日本を代表する山岳地域の一つです。地形は山々を溪谷が深く刻み、急峻かつ複雑です。涸沢、岳沢等には夏期まで雪渓が見られ、カール、モレーン等の氷河地形が残されています。

また、乗鞍岳は標高 3,026m の剣ヶ峰を主峰として、富士見岳、朝日岳等の山々が連なり、東西にその裾野を広げています。乗鞍岳山頂付近では火山活動で形成された火口壁や火口丘が見られるほか、権現池、五ノ池等の火口湖も点在しています。乗鞍岳の溶岩末流にあたる山麓には平湯大滝、三本滝、善五郎の滝等の名瀑が形成されています。

地質では、穂高連峰には安山岩や花崗閃緑岩、大天井岳から常念岳には花崗岩、笠ヶ岳には流紋岩、蝶ヶ岳から霞沢岳にかけては中生代の地層、乗鞍岳には溶岩等の火山噴出物が分布しています。

植生

当地域は、広大で変化に富んだ原生的自然を有しており、標高に応じて多様な植物相が見られます。標高 2,500m から 3,000m にかけては、ハイマツ群落（ハイマツ、ガンコウラン、イワウメ等）と高山植物群落（シナノキンバイ、イワツメクサ、トウヤクリンドウ等）が広がり、標高 1,500m から 2,500m にかけては、シラビソ、オオシラビソが優占する亜高山帯針葉樹林、標高 1,000m から 1,500m では、ミズナラを主とする夏緑広葉樹林が分布しています。

特筆すべき植物群落としては、梓川流域に見られるケショウヤナギを代表とする河畔林、乗鞍高原の半自然草地、鏡平の池塘の湿性植物群落等が挙げられます。

動物

ほ乳類では、ツキノワグマ及びニホンカモシカが生息するほか、ニホンザル、オコジョ等も生息しています。鳥類では、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類、ライチョウ、ホシガラス等が生息しています。河川にはニッコウイワナ、カジカ等の溪流性の魚類が生息しています。

特筆すべきは高山チョウ類で、タカネキマダラセセリ、ミヤマモンキチョウ、クモマツマキチョウ、オオイチモンジ、コヒオドシ、ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ、タカネヒカゲ、ヤリガタケシジミ等が生息しています。

利用環境

当地域の主な利用は自然探勝、温泉保養、登山等が挙げられます。

自然探勝の拠点としては、上高地ビジターセンター、乗鞍自然保護センター、飛騨・北アルプス自然文化センター等の情報提供施設が整備され、乗鞍山麓五色ヶ原の森においては自然体験プログラム等が充実しています。

温泉保養では白骨温泉（松本市）、中房温泉（安曇野市）、平湯温泉（高山市）、新穂高温泉（高山市）等の温泉が点在しており、温泉保養施設のほか、宿泊施設も充実しています。

山岳部では、登山道が整備され、山小屋が各所で営まれており、宿泊、休憩等に利用されています。

交通では、バス等の公共交通機関を利用してアクセスが可能であり、比較的容易に高山植物や自然景観を楽しむことができるものの、道路網の整備により都市圏からのアクセスが良くなったため、通過型の利用が増えつつあります。

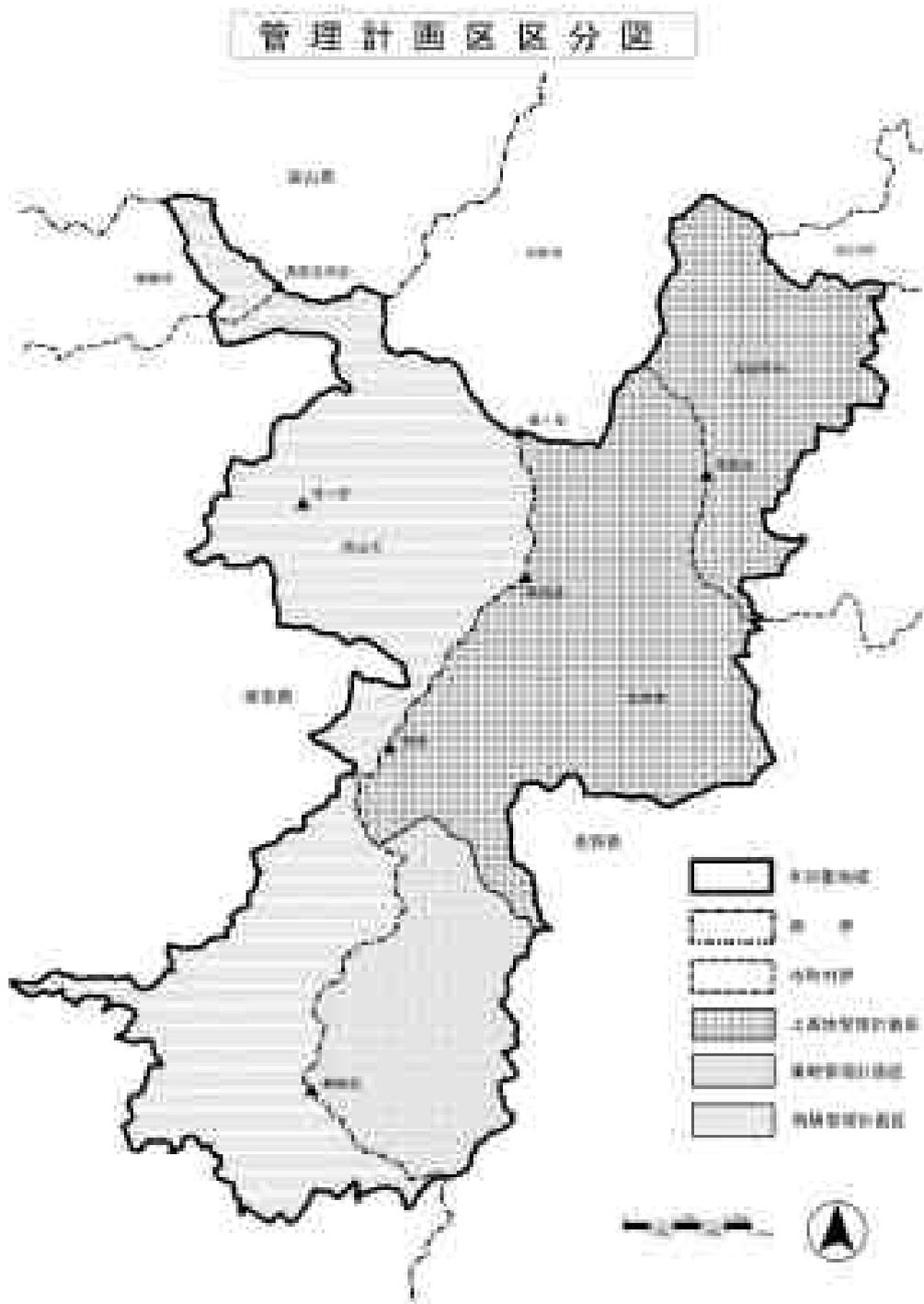
社会環境と歴史

当地域は、長野県側の松本市及び安曇野市並びに岐阜県側の高山市及び飛騨市の四市からなっており、土地所有は山麓や温泉地の民有地、上高地や平湯温泉にある環境省所管地のほかは概ね国有林となっています。主な産業は登山、山麓部等での自然探勝、温泉保養等を主とする観光業となっています。

歴史的には、江戸時代には播隆上人^{ばんりゅうしょうにん}が笠ヶ岳再興、槍ヶ岳開山を行う等、山岳信仰の対象とされるとともに、豊かな木材を切り出すために杣人^{そまびと}が山深くまで分け入っていました。明治時代にはW. ガウランドにより飛騨山脈が日本アルプスと名付けられ、W. ウェストンにより広く世界に紹介され、日本の近代登山の幕開けとなりました。

2. 管理計画の地域区分

当地域は広域であることから、地理条件により（1）上高地管理計画区（槍・穂高連峰の長野県側）、（2）乗鞍管理計画区（乗鞍岳の長野県側）、（3）飛騨管理計画区（槍・穂高連峰及び乗鞍岳の岐阜県側）の三管理計画区に区分します。その区域は下図のとおりとします。



第2章 管理の将来目標・基本方針

1. 将来目標・基本方針の位置づけ

国立公園の管理運営には、行政、事業者等の多様な関係者が存在し、それぞれの活動によって成り立っています。国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るためには、多様な関係者が一体となった取組が必要であることから、当地域の目指すべき方向性を明確にした「将来目標」を策定し、地域別により細かく具体的な「地域における目標」と「基本方針」を定めます。「基本方針」に基づく具体的な実施事項については第3章から第5章に記述します。

2. 将来目標・基本方針

(1) 中部山岳国立公園南部地域の将来目標

当地域全体の将来目標については、以下のとおりとします。

中部山岳国立公園は、我が国で4番目の広さ（約17万ha）を有し、我が国を代表する国立公園として年間約1,000万人の利用があります。とりわけ南部地域は、中部山岳国立公園の中核を成し、優れた自然環境や自然景観を有するほか、地域の内外には温泉が点在します。地域ではそれらを生かした産業活動が行われており、大都市圏からのアクセスが良いことから、幅広い目的に利用されています。

この地域の国立公園としての適正な保護及び利用の促進を図るため、雄大な山岳景観、河川景観、高山帯から山地帯にかけての動植物等、高く評価される自然の資質を将来に引き継ぐとともに、山麓部を特徴づけている二次林、二次草原、湿地等、生物の多様性を育む自然環境を保全します。

また、場所と季節に応じた適切な利用を推進し、国立公園としての良質な環境を守るとともに、利用者との間でルールを共有し、国立公園の利用マナーの模範的な地域づくりを行います。

上記の達成に向けて、地域全ての主体が管理運営の担い手としての各々の役割を認識し、互いに連携して行動します。

(2) 各管理計画区における将来目標・基本方針

当地域全体の将来目標を受け、各地域の特徴を踏まえた目標と、目標を達成するための基本方針は、以下のとおりとします。

①上高地管理計画区

● 地域における目標1

「雄大な山々、池沼及び河川の景観並びにここに生息生育する野生動植物を適正に保全し、人間と自然の共存できる環境をつくります。」

当地域は 3,000m級の山々が連なり、荒々しい岩稜と残雪が雄大かつ荘厳な景観を作り出し、山肌を刻むように大小さまざまな河川が流れています。また、高山植物をはじめとする野生生物も豊かであることから、適正に保全するとともに、人間と自然が共存できる環境をつくります。

● 基本方針

- ・ 3,000m級の山々の連なりや美しい河川の景観の素晴らしさを認識し、これらを適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。
- ・ 自然環境に影響を与える要因（登山道の浸食、外来生物の侵入、鳥獣被害等）の把握に努め、課題を関係者間で共有し、改善するための対策を検討します。

● 地域における目標2

「公園利用施設と自然景観の調和した景観をつくります。」

当地域は、旅館、温泉、山小屋等、自然景観の中に多くの公園利用施設があることから、施設と自然を調和させた景観をつくります。

● 基本方針

- ・ 施設の新築又は増改築の際には、自然景観や既存施設との調和を図ります。

● 地域における目標3

「利用者が国立公園を意識できるよう、国立公園の情報を積極的に発信します。」

利用者が中部山岳国立公園に来たことを実感できるように、国立公園区域の情報をはじめ、当地域特有の野生動植物、地形等の情報を積極的に発信します。

● 基本方針

- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、国立公園区域、自然情報等の様々な情報を発信します。
- ・ 日頃より自然環境情報、利用状況、利用者からの感想や意見等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスの提供を行います。

② 乗鞍管理計画区

● 地域における目標1

「雄大な乗鞍岳の景観と多様な野生動植物を次世代（将来）へ引き継ぎます。」

乗鞍岳は、乗鞍地域の代表的な景観であり、ライチョウや希少な高山植物群落を見ることができることから、現在の貴重な景観や多様な動植物等を将来にわたり引き継いでいきます。

● 基本方針

- ・ 乗鞍岳の景観・自然環境の素晴らしさを認識し、これを適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。
- ・ 自然環境に影響を与える要因（登山道の浸食、外来生物の侵入、鳥獣被害等）の把握に努め、課題を関係者で共有し、改善するための対策を検討します。

● 地域における目標2

「人間活動と自然が作り出した高原景観を守ります。」

乗鞍岳山麓は、人と自然がつくり出した広い高原景観が残る地域です。一方、近年は自然に対する人間活動が少なくなったため、樹木の侵入による景観の変化が見られることから、現在の景観を維持するとともに、失われつつある高原景観の再生を目指します。

● 基本方針

- ・ 高原景観の維持のため放牧地に侵入する樹木の伐採や下草刈りをします。

● 地域における目標3

「宿泊施設やその他の施設と自然景観が調和したまちづくりを行います。」

乗鞍地域には乗鞍高原や白骨温泉の宿泊施設のほか、住宅、別荘等の様々な建築物があり、それぞれのまちなみを形成しています。これらの施設について、自然景観との調和を図り、一体感のあるまちづくりを行います。

● 基本方針

- ・ 施設の新築又は増改築の際には、自然景観や既存施設との調和を図ります。

③ 飛騨管理計画区

● 地域における目標1

「北アルプス（飛騨山脈）の多様な山岳景観、名瀑等を次世代（将来）へ引き継ぎます。」

当地域は槍・穂高連峰の急峻な山容と笠ヶ岳、双六岳等のなだらかな山々が連なり、また、乗鞍岳、焼岳等の火山がその景観をより多様に行しています。

さらに、溶岩流の末端によって形成された平湯大滝、白水ノ滝等の名瀑等、その多様性は当地域の象徴的な景観の一つであることから、それらを保全し将来にわたり引き継いでいきます。

● 基本方針

- ・ 北アルプス（飛騨山脈）を中心とする多様な山岳景観、名瀑等の素晴らしさを認識し、これらを適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。

● 地域における目標2

「利用者が自然を学び、共存できる環境をつくります。」

当地域には、多様な高山植物が生育し、希少動物も生息することから、それらを適正に保全するとともに、利用者が自然について学び、理解を深め、人間と自然が共存できる環境をつくります。

● 基本方針

- ・ 自然環境に影響を与える要因（登山道の浸食、外来生物の侵入、鳥獣被害等）の把握に努め、課題を関係者間で共有し、改善するための対策を検討します。
- ・ 登山、信仰の歴史、原生的な森林等の多様な自然環境を学べる環境をつくります。

● 地域における目標3

「利用者が国立公園であることを意識できる公園を目指します。」

利用者が中部山岳国立公園に来たことを実感できるように、地域の特徴を生かした国立公園の景観づくりに努めるとともに、国立公園区域の情報はじめ、地域特有の野生動植物、地形等の情報を積極的に発信します。

● 基本方針

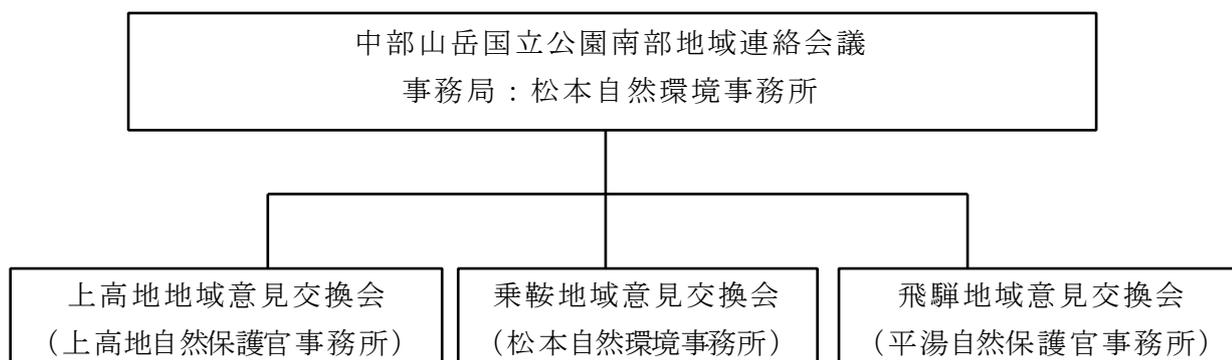
- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、国立公園境界や自然情報等の様々な情報を関係者に応じた方法で発信します。
- ・ 日頃より自然環境情報や利用状況、利用者からの感想や意見等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスの提供を行います。

3. 目標達成のための仕組み

(1) 中部山岳国立公園南部地域連絡会議の設置

国立公園の管理については、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NPO法人等の多様な関係者の参加・協働が欠かせないことから、公園管理の課題や手法について定期的に検討する連絡会議を設置します。

当地域管理検討体制



① 検討内容

- 管理計画の達成状況の点検
- 当地域の魅力と課題の検証・整理
- 公園管理に必要な調査の検討
- その他公園管理に必要な事項

② 意見交換会の開催

上記連絡会議における目標達成のため当地域の公園管理に係る合意形成の場として意見交換会を開催します。各管理計画区における公園管理の情報や必要な行動について意見を交換します。各地区の意見交換会は下記のとおりです。

なお、上高地管理計画については上高地宿舎事業取扱要領の見直しについても検討します。

管理計画区分	会議名	事務局
上高地	上高地地域意見交換会	上高地自然保護官事務所
乗鞍	乗鞍地域意見交換会	松本自然環境事務所
飛騨	飛騨地域意見交換会	平湯自然保護官事務所

第3章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 特に保全すべき自然景観と主要展望地点

保全すべき具体的な景観とその主要な展望地点については、下記のとおりとします。
これらについては関係者と連携し、適正に保全を図ります。

景観名	保全すべき景観	主要展望地点
(1) 北アルプス（飛騨山脈）の山岳景観	北アルプス（飛騨山脈）	上高地、乗鞍高原、乗鞍鶴ヶ池及び新穂高千石平のほか、稜線上の登山道及び山頂
(2) 上高地と山岳が一体になった景観	梓川の河畔林、大正池・田代池等の池沼、河童橋から見る穂高連峰	上高地集団施設地区、県道上高地公園線
(3) 温泉中心部のまちなみと周囲の樹林	白骨温泉、新穂高温泉、平湯温泉のまちなみ、温泉地周辺の樹林	白骨温泉、新穂高温泉、平湯温泉及び各温泉地に至る道路沿線
(4) 乗鞍高原の景観	人々の営みと自然がつくり出した高原	乗鞍高原
(5) 北アルプス（飛騨山脈）の氷河地形及び雪渓	涸沢、槍沢、飛騨沢の各モレーン等の氷河地形や乗鞍大雪渓に代表される雪渓	稜線上の登山道及び山頂

2. 特に保全すべき自然環境と課題

当地域の保全すべき自然環境及びその課題を下記に示します。保全すべき自然環境については関係者と連携し、必要な調査、意見交換及び対策等を行い、適正に保全します。

自然環境名	保全対象	課題
(1) 北アルプス（飛騨山脈）の高山植物群落	北アルプス（飛騨山脈）の高山帯には、高山植物群落が見られ、豊かな自然環境を形成しています。	盗掘や、登山道外への踏み込みによる植生の衰退がみられます。
(2) 梓川の河畔林	梓川沿いにはケシヨウヤナギを代表とする河畔林が成	河床変動や流路の変化等による植生の変化がみられま

	立しています。	す。
(3) 乗鞍高原の半自然草地	乗鞍高原の一の瀬地区には放牧によって形成された半自然草地が見られます。	植生の遷移が進み、これまで放牧によって形成されてきた半自然草地の変化が懸念されます。
(4) 北アルプス(飛騨山脈)のライチョウ個体群	北アルプス(飛騨山脈)はライチョウの国内最大級の生息地で、各個体群を維持する自然環境があります。	高山域へのホンドギツネの侵入や過剰利用による個体数への影響が懸念されます。
(5) 高山チョウ及びその食草	当地域には高山チョウ類が生息し、それらの食草となる植物が生育しています。	高山チョウの違法捕獲がみられるほか、食草の採取や、踏み荒らし等による生息環境の変化が懸念されます。

3. 野生動植物の保護管理

当地域は 3,000m級の山々があり、自然環境も豊かであることから、野生動植物が多く生息生育しています。また、高山帯の生態系は動植物の繊細なバランスの上に構成されており、人為的影響並びに外来生物及び低地性動植物の侵入に対して脆弱です。

当地域の野生動植物を(1) 保護が必要な希少野生動植物、(2) 管理が必要な野生動物、(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物に分類し、対応方法について下記のとおり整理します。

(1) 保護が必要な希少野生動植物への対応

①対象

- 環境省レッドリスト(2006,2007)掲載種
- 長野県レッドデータブック(2002,2004)掲載種
- 岐阜県レッドデータブック(2001,2009)掲載種
- 天然記念物(国指定、県指定)
- 中部山岳国立公園指定植物(別紙6)
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種
- 長野県希少野生動植物保護条例指定種
- 岐阜県希少野生生物保護条例指定種

②方法

- 密猟・盗掘対策として効果的な巡視の時期や方法について、関係者で話し合い、連携して巡視を行います。
- 利用マナーの周知を行います。
- 必要に応じて減少しつつある希少野生動植物の保護増殖方法を検討します。

(2) 管理が必要な野生動物への対応

①対象

- ツキノワグマ
- ニホンザル
- ニホンジカ
- イノシシ

②方法

- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）」に基づき県が策定している特定鳥獣保護管理計画をもとに、県と連携を図りながら適正な鳥獣の保護管理を行います。
- 当地域は大都市圏からの利用者が多く、野生動物への十分な理解がない利用者が、接し方を誤り負傷するケースがあります。そのため「野生動物との接し方（ルール）」を作成し、利用者へ広く周知を図ります。

(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物への対応

①対象

- オオハンゴンソウ（特定外来生物）
- オオキンケイギク（特定外来生物）
- アラゲハンゴンソウ
- ハルザキヤマガラシ
- セイヨウタンポポ
- フランスギク
- その他緊急的に対処が必要な外来生物

②方法

- 外来生物研修会による知識の向上
駆除及び侵入防止が必要な外来生物について関係者向けの研修会を開催し、個々の生物の特徴や繁殖状況、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の取扱い等について、知識の向上を図ります。
- 分布状況の把握及び効果的な駆除を行うための科学的調査及び情報収集

効率的に駆除活動を行うため、科学的な調査を行うとともに、外来生物の侵入・分布の情報収集を行い、関係者間で共有します。

- 駆除及び侵入防止活動の実施

関係者が一体となり、地元住民ボランティア、グリーンワーカー事業等により、外来生物の駆除活動を実施します。また、登山口への種子除去マットの設置、啓発活動等を行い、外来生物の侵入防止を図るよう努めます。特に、特定外来生物の取扱いについてはその処理に十分に注意します。

- その他対処方法の検討

上記以外の対応方法について、関係者間で継続的に検討します。

4. 関連施策との連携

当地域の風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけではなく各種関連施策によって行われていることから、密接な連携を図り、保全に努めることとします。主な関連施策は以下のとおりです。

(1) 鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づき「国指定北アルプス鳥獣保護区」が指定されており、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類及びライチョウ等の鳥類並びにツキノワグマ、カモシカ等の大型ほ乳類等の野生動物にとって良好な生息地となっています。また、県指定鳥獣保護区としては、「乗鞍鳥獣保護区（長野県指定）」、「五色ヶ原鳥獣保護区（岐阜県指定）」、「北ノ俣鳥獣保護区（岐阜県指定）」、「金木戸鳥獣保護区（岐阜県指定）」、「日影平鳥獣保護区（岐阜県指定）」があり、国立公園区域と重複している部分があります。

(2) 国有林野施策

当地域の約9割が国有地であり、その大部分は国有林です。当地域の国有林では国有林野施策実施計画等に基づき、森林施業、林道整備、治山事業等が行われています。また、特異な地形・地質等の保護、希少化している高山植物群落、学術的価値の高い樹木群等の保存並びに希少樹種の遺伝資源の保存を目的とした「保護林」や、自然探勝やハイキング等の森林レクリエーションを目的とした「レクリエーションの森」が設定されており、それぞれの地域の特徴を踏まえた森林の保全と利用を図ることとされています。

(3) 文化財保護法に基づく天然記念物

「上高地」は、昭和3年3月、名勝及び天然記念物に指定され、昭和27年3月には、

特に重要なものとして特別名勝及び特別天然記念物の指定を受けています。

松本市では、上高地の景観と自然環境の保全を図るため、特別名勝及び特別天然記念物上高地の保存に関する基本方針を平成19年12月に定めています。

このほか、次のものが指定されています。

特別天然記念物（国指定）

- ・ライチョウ、カモシカ、白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石（長野県松本市）

天然記念物（国指定）

- ・イヌワシ、ヤマネ、中房温泉の^{こうじょうけいさん}膠状珪酸及び^{けいか}珪華（長野県安曇野市）

（４） 条例

- 自然環境保全条例（長野県・岐阜県）

自然環境の保全に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めたものです。現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、住みよい県土の実現に資することを目的としています。

- 希少野生動植物保護条例（長野県・岐阜県）

希少野生動植物の捕獲・採取、生息地等の保護上に関する規制や保護回復事業に関する事項を定めたものです。県内に生息生育する野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることを重視し、県民共通の財産である絶滅のおそれのある野生動植物の種を次世代に継承するため、希少野生動植物を保護し、その絶滅を防止することを目的としています。

（５） 景観法

景観法に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定め、良好な景観の形成を図ることを目的としています。

第4章 適正な国立公園利用の推進に関する事項

1. 中部山岳国立公園南部地域の利用について

当地域は、都市圏からのアクセスが良く、日本を代表する山岳地域へ比較的容易に到達できるほか、スキー場、温泉施設等の利用施設が充実していること等から、老若男女が四季を通して楽しむことができるという特徴を持っています。

このことから、本格的な登山利用から風景観賞まで様々に国立公園の自然を体験できます。

2. 利用マナー

当地域は、都市圏からのアクセスが良く、高山域を通る道路やロープウェイが整備されているため、比較的容易に高山植物や野生動物を楽しめる一方で、密猟・盗掘、踏み荒らし等がみられます。これらの行為を防ぐためにも、国立公園利用のルールについて関係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図る必要があります。利用マナーの向上のための方法及び共有すべきルールについて、検討を行います。

(1) 利用マナー向上のための方法

- ①関係者間で具体的なルールを作り、それを共有します。
- ②利用者がルールを知る機会を得るよう、関係者がそれぞれのできる方法で情報発信します。情報発信方法は以下の通りです。
 - ホームページへの掲載（行政・観光協会等）
 - 広報、小冊子等への記載
 - 利用最盛期におけるキャンペーンの実施
 - 入口標識によるルールの告知
 - 指導員等によるパトロール
 - 宿泊施設への周知協力の依頼
- ③指導にあたっては、行為の善し悪しを伝えるだけでなく、その理由を伝えることにより、利用者の意識の向上を図ります。

(2) 検討項目

① ゴミ持ち帰り

ゴミ持ち帰りを積極的に呼びかけて、推進します。また、清掃活動にともなうゴミ類の処理は、地方公共団体や地域の清掃団体の協力を得て行います。

- ②登山道（歩道）や植生保護ロープからの踏み外しや指定地以外での野営の禁止
野生動植物保護のため、登山道や歩道以外の湿原、草原、林内等への立入禁止と指定地以外での野営の禁止を指導します。
- ③高山植物や野生動物の採取・捕獲
積極的なパトロール、啓発活動を通じて、違法採取・捕獲を取り締まるとともに、関係団体との連絡と連携を図ります。
- ④犬の持ち込み
利用者が持ち込んだ犬は、他の利用者への迷惑（噛付く、吠える）、野生動物への脅威（追跡、噛付く、吠える）及び反撃による公園利用者への被害を避けるため、必ずリードにつなぐよう指導します。
- ⑤野生動物への餌付け
餌付けは、野生動物本来の生態を変えるだけでなく、人慣れによる人的被害が起こる可能性があるため、行わないよう指導します。

3. 利用の適正化

当地域は比較的容易に高山植物や野生動物が見られるほか、山岳景観等を楽しむため、多くの利用者が訪れます。しかし、過剰な利用や不適切な利用は自然環境への影響が懸念されることから、自然環境の適正な利用方法について関係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用の適正化を図る必要があります。利用の適正化のための方法又はルール作りに当たっての主な検討項目については、現在、設置されている自動車利用適正化（連絡）協議会、冬期利用のあり方についての検討会等の場において検討します。

（1）利用の適正化のための方法

- ①関係者間で過剰利用による問題を確認し、それを共有します。
- ②利用者が過剰利用による影響を認識し、利用の適正化に理解を得られるよう、周知を図ります。
- ③利用の適正化に当たっては、協議会等、関係者間で十分な話し合いの場を設けます。

（2）検討項目

①自動車の利用適正化

- ゴールデンウィーク、紅葉期の観光バスの乗り入れによる渋滞
自動車利用適正化（連絡）協議会によるマイカー規制が円滑に実施されるよう、関係団体、関係者等の協力を得ながら、運営体制の充実及び

関連施設の整備を図ります。また、マイカー規制の期間、内容については、利用状況を踏まえ協議会において検討を行います。

②春・夏山スキーの適正利用

- スキーヤー、スノーボーダー等による高山域の適正利用
乗鞍岳には夏期まで雪渓が残り、雪渓でのスキー利用が見られるため、原始的な景観地においてふさわしくない行為（必要以上の旗門の設置、マーカー等）が行われぬよう指導を行います。

③山岳地でのし尿処理のあり方

- 山岳トイレの高額な維持管理費
- トイレ未整備地におけるし尿問題
現在、山岳地域のトイレは利用者負担が原則となりつつありますが、その高額な維持管理費について利用者へ説明し、負担への協力の呼びかけ、環境保全の啓発等を行います。また、トイレが未整備の地域においてはトイレ整備を促進するとともに、携帯トイレの普及を図ります。

④山岳地の冬期利用適正化

- 厳しい気象条件下における利用者の安全確保
- ゴミ・し尿処理施設の維持管理
- 越冬する野生動物への影響
- 無秩序な入り込みによる冬期の静寂で神秘的な景観の破壊
特に上高地においては、「上高地地域冬期利用管理方針」に基づき、冬期の上高地への安易な入山は抑制するよう、広報、施設管理等について地域関係者、関係行政機関等の連携・協力の下、具体的対応策を実施することとします。

4. 国立公園情報の発信

当地域においては、国立公園であることの周知不足から、利用者はもとより、関係者における国立公園への認識が十分でないことから、以下の手法により、国立公園についての知識の向上を図るほか、利用者への周知を行います。

(1) 利用者への周知に関する事項

①ソフト面による発信

- 環境省ホームページの充実
- インタープリターによる利用者への周知
- 地方公共団体の広報やホームページによる発信
- インターネット端末によるライブ情報の発信

- 国立公園情報（登山、開花状況等）の発信

②ハード面による発信

- 国立公園入口標識の整備

当地域は現地における国立公園境界が分かりにくいことから、必要に応じて、入口標識を設置します。

- 自然解説標識、案内標識等への「国立公園」の明記

既存の自然解説標識、案内標識等や新たに設置する標識に、中部山岳国立公園内であることを明記し、利用者に国立公園内であることを意識させます。

- 外国語の併記

近年、外国人の利用者数が増加していることから、出身国、利用者数等を調査し、必要な外国語を併記することにより、外国人への情報発信を図ります。

（２）国立公園関係者の意識の向上に関する事項

国立公園関係者向けに自然保護官による自然公園法研修会を実施し、知識の底上げを図ります。

5. 安全対策

当地域は3,000m級の高山域を有し、厳しい自然環境にあります。また、自然とのふれあいの経験が少ない利用者も訪れることから、安易な入山による事故、野生動物との軋轢等が生じる可能性があります。そのため国立公園の利用の推進と安全対策を一体的に行う必要があることから、以下による方法で安全対策を図ります。

（１）登山・トレッキングの安全対策

①登山道の維持管理

関係行政機関、土地所有者、山小屋経営者、山岳遭難対策関係者、山岳会、ボランティア団体等の連携協力により、登山道の維持管理の充実を図ります。

②標識、ホームページ等での外国語の併記

近年、外国人の登山者数が増加していることから、出身国、利用者数等を調査し、必要な外国語を併記することにより、外国人への登山情報発信を図ります。

③登山情報の提供と啓発

近年、中高年及び外国からの登山者が増加しており、経験不足により事故を起こすケース、歩道外への踏み込み、山小屋利用上のマナーの低下がみられるため、インフォメーションセンターや登山相談（案内）所、ロープウェイ

駅等において登山情報や適正な公園利用の情報を提供します。

安全情報や気象情報の提供においては、携帯電話端末の利用が顕著ですが、不通地帯による障害等の事前周知を図ることで利用者の安全意識を高めます。

④冬期利用

冬期のトレッキングが増加しており、安易な入山、ゴミ・し尿等の問題がみられるため関係者間で連携、協力し、気象条件、危険箇所等の情報発信に努め、利用者に冬期入山の危険性について周知を図ります。

(2) 火山情報の発信

当地域には活火山の焼岳があるため、関係者間で火山活動及び火山防災対策に関する情報交換を行うとともに、噴火の兆候時には、災害対策基本法に基づき設置される災害対策本部の指示に従い、利用者の安全を図ります。

(3) 野生動物による人的被害の対策

ツキノワグマやニホンザルと人との接触が増加する傾向にあり、人的被害を防止するためにも以下の方法により環境省、中部森林管理局、地方公共団体、専門家、山小屋等の関係者間で連携、協力し、利用者の安全を図ります。

①ツキノワグマ

- 出没情報の収集及び情報の整理、分析、共有化を図り、出没防止や出没の際の対応策を検討します。
- 出没が頻繁な個体については、専門家の指導のもと捕獲し、移動放獣を行います。
- 出没情報があった場合、巡視を行います。
- 出没が頻繁にあった場所には注意標識を設置し、利用者に周知します。
- 利用者が多い場所で出没があった場合、ツキノワグマと利用者が遭遇しないよう安全な場所への誘導や出没した個体に近寄らないように周知します。
- ゴミの管理が不十分な施設にはツキノワグマが餌付く可能性が高いことから、施設周辺のゴミに関する管理状況を把握するとともに、管理を徹底します。

②ニホンザル

- サルの生息地域や移動ルートを把握するため、巡視、調査を行います。
- 施設内の食品及びゴミ等の管理の徹底や餌やりをさせないことが重要であるため、利用者や関係者に対し、注意喚起やニホンザルとの接し方に関する普及啓発を行います。
- 利用者の多いところでは「サル監視員」による追い払いを実施します。

6. エコツアーリズム推進

当地域は山岳や高原等多様な自然環境を有する一方、都市圏からのアクセスも良く、利用者が多いことから、エコツアーリズムを推進することが望まれます。自然観光資源の保護とエコツアーリズム推進のためエコツアーリズム推進法に基づく協議会の立ち上げを目指します。

(1) ソフト面による推進

エコツアーの提供

乗鞍山麓の五色ヶ原の森において自然解説活動、環境教育プログラム等のエコツアーが行われていることから、これらを継続していくとともに、その他の地域でより多くの主体によるエコツアーの実施を促進します。また、ツアーの質の向上を図るため、自然を保全しつつ持続的に活用する手法や仕組みについて検討します。

(2) ハード面による推進

① ビジターセンター等の整備

ビジターセンター等の展示物を通して利用者へ情報を提供します。

② 解説標識の設置

特徴的な自然環境等について解説した標識の整備及び維持管理を行い、利用者へ情報を提供します。

7. 利用指導

(1) ウォータースポーツ、スカイスポーツ等について

カヌー、カヤック、手こぎボート等のウォータースポーツ、パラグライダー等のスカイスポーツについては、安全面の問題や自然環境への影響などが懸念される場合には、自粛等の適切な指導をします。

(2) マウンテンバイク（自転車）の登山道等への乗り入れについて

マウンテンバイクの登山道や園地歩道等への乗り入れは、歩行者の安全を損なうばかりでなく、歩道施設の損傷、高山植物等の脆弱な自然環境を破壊する可能性があるため、乗り入れ、持ち込みを行わないよう指導します。

(3) 写真、テレビ等の撮影、取材について

特に高山帯における写真、テレビ等の撮影、取材については、歩道外の踏み荒らしやライチョウへの影響、利用者の通行の妨げ等、自然保護及び利用への「支障がないよう指導します。

また、撮影、取材によるヘリコプターの離着陸は原則として禁止し、低空の空

中撮影については騒音による不快感を利用者へ与えるとともに、野生動物への悪影響も考えられるため自粛を要請します。

8. 普及啓発

①ソフト面による推進

- 利用者に対する情報提供

気象情報、動植物の生息情報、利用規制、アクセス、利用マナー等について、リアルタイムに情報を提供できるよう、情報掲示板等を工夫し、情報の発信方法を検討します。

- ビジターセンター間の情報交換とその活用

リアルタイムの自然情報をお互いに交換し、利用者に提供できるよう、インターネットの積極的活用を検討します。また、関係団体の協力のもと、広く一般の利用者に対して、事前に現地の情報を提供する手法について検討します。

②ハード面による推進

- インフォメーションセンター、ビジターセンター等の活用

当地域には、上高地インフォメーションセンター、上高地ビジターセンター、乗鞍自然保護センター及び飛騨・北アルプス自然文化センターが整備されており、各施設で行われる行事について、宿泊施設、交通機関のターミナル等で積極的に情報提供を行います。

第5章 その他国立公園の適正な保護と利用に関する事項

1. 公園管理に携わる団体

当地域の国立公園管理における主な関係団体について下記に示します。これらの団体と連携し、国立公園の管理を充実させます。

地域	活動団体名	主な活動内容
上高地地域	上高地を美しくする会	美化清掃活動
	上高地パークボランティア	自然解説活動、美化清掃活動、観察会、外来生物の監視・駆除活動
	上高地ネイチャーガイド協議会	自然解説活動
	自然公園財団上高地支部	美化清掃活動、施設維持管理、野生生物対策
	上高地自動車利用適正化連絡協議会	自動車利用の適正化
	北アルプス山小屋友交会	美化清掃活動、登山道の補修、利用者指導
乗鞍地域	乗鞍高原を美しくする会	美化清掃活動
	乗鞍自然保護センター	外来生物の分布調査・除去活動
	白骨まちづくり委員会	景観の維持、まちなみづくり
	乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会	自動車利用の適正化
飛騨地域	乗鞍美化の会	美化清掃活動
	北アルプス美化の会	美化清掃活動
	乗鞍自動車利用適正化協議会	自動車利用の適正化
	平湯まちづくり委員会	景観の維持、まちなみづくり
	飛騨山小屋友交会	美化清掃活動、登山道の補修、利用者指導
	乗鞍環境パトロール	普及啓発、モニタリング
	乗鞍自然環境指導員	普及啓発、自然解説活動
全域	自然公園指導員	自然解説活動、利用者指導、普及啓発
	林野庁グリーンパトロール 林野庁グリーンサポートスタッフ	グリーンロープの保守、美化清掃活動、高山植物の保護・普及啓発
	林野庁雷鳥パトロール	植生復元、普及啓発
	長野県自然保護レンジャー	美化清掃活動、高山植物の保護、利用者指導
	高山植物等保護対策協議会	高山植物の保護・普及啓発
	登山道等維持連絡協議会	登山道の維持管理
	北アルプス南部地区山岳遭難対策協議会	救助活動、利用者指導、普及啓発
	関係県・市町村、観光協会、旅館組合、民宿組合	観光資源のPR、宿泊施設の提供、美化清掃活動、施設の維持管理等

2. 研究者との連携

国立公園の管理を行うにあたり、管理手法、調査方法、分析方法、合意形成手法等の分野で、科学的知見が必要であり、信州大学、岐阜大学等の研究機関との連携を図ります。

第 6 章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第 35 項の規定に基づき環境大臣が定めた「中部山岳国立公園の特別保護地区内における行為の許可基準の特例」（平成 12 年 8 月 15 日付け環境省告示 51 号（上高地地域））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針による。

行為の種類	取 扱 方 針
①全行為共通事項	<p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致景観上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とする。 <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の目に触れる部分については、風致景観と調和するように、自然材料又は自然材料を模した表面処理をしたものとする。 ・色彩の指定については、別紙1「色彩について」による。(以下同じ。) <p>(ウ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷ならしによって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は自然公園法の手続きを受けて行われる他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、自然公園法の手続きを受けて行われる他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(オ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支障木については、可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使用する。 ・特別保護地区及び第1種特別地域においては、行為により植生が失われる範囲について、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促す。 ・第2種特別地域、第3種特別地域においては、原則として現地産の自生種(当該地周辺地域に自生する系統も含む。)による緑化を行う。ただし、現地産の自生種が手に入らない等、やむを得ない場合は、国内産の在来緑化植物を用いることができる。 <p>(カ) 法面処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面は緑化することとし、その方法は、「1. (1) ①全行為共通事項(オ)修景緑化方法」による。ただし、安全確保上代替工法がない場合は、モルタル若しくはコンクリート吹付工(特殊配合モルタル吹付工含む。)又は法枠工も可とする。 ・擁壁は、極力自然石積みとし、これが困難な場合においては、自然石を模した表面仕上げとする。 <p>(キ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事看板の設置数は、安全確保上、必要最小限の数とする。

②工作物の新・改・増築

ア 建築物

(ア) 基本方針

- ・周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしいと認められる既存建築物と調和のとれた形態とすること。

(イ) 位置

- ・風致景観上の支障が最小限となる位置とする。

(ウ) 外部意匠・色彩・材料等

- ・屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は2/10以上とする。ただし、車庫、倉庫等の小規模な建築物についてはこの限りではない。
- ・屋根の色彩は、原則として焦げ茶色、茶色とする。ただし、白骨温泉（別図1により示した範囲、以下同じ。）においては、灰色、黒色も使用できることとする。
- ・外壁は、極力自然材料を使用する。
- ・外壁の色彩は、焦げ茶色、茶色の中から周囲の環境に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは、素材色とすることができる。ただし、白骨温泉、乗鞍高原集団施設地区（別図2、以下同じ。）、平湯集団施設地区（別図3、以下同じ。）、乗鞍鶴ヶ池集団施設地区（別図4、以下同じ。）においては、白色も使用できることとする。
- ・上高地集団施設地区（別図5、以下同じ。）において、中日新聞上高地支局、上高地郵便局及び長野県森林組合連合会保養所における外壁（付属棟を除く。）の色彩は、一部（小口、窓枠、ベランダ手すり等）を白色とすることができる。

(エ) 付帯施設

- ・車庫、倉庫等小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は、主たる建築物の外部意匠・色彩・材料等と同様のものとする。ただし、屋根の形状はこの限りではない。

(オ) 汚排水処理方法

- ・し尿、雑排水は、公共下水道に排出処理する。
- ・公共下水道がない地域におけるし尿、雑排水については、寒冷地に適した方法によって適切に処理し、河川の水質保全のための措置を講ずる。

(カ) その他

- ・乗鞍高原集団施設地区においては、自然環境、風致に支障を与えるおそれがあるため、鈴蘭・檜ノ木地区以外の建築は認めない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平湯集団施設地区においては、温泉集落地としての風致や歩道からアカンダナ山への眺望に支障を与えるおそれがあるため、中空の渡り廊下の建築は認めない。
イ 道路（車道）	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曲線半径や道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させる配慮を行い、自然に与える影響が最小限となる工法とする。 <p>(イ) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両用防護柵は、原則としてガードロープとし、支柱は焦げ茶色に塗装する。やむを得ずガードパイプ、ガードレール等を使用する場合は、焦げ茶色に塗装する。 ・警戒標識、案内標識等の支柱及び盤面の裏側は、焦げ茶色に塗装する。 ・道路管理者が設置する警戒標識、案内標識等は、必要最小限とする。 ・公安委員会が設置する道路標識令に基づく規制標識、指示標識に関しても、支柱及び盤面の裏側は焦げ茶色とする。 ・照明は、交通の安全確保をする上で必要最小限とする。 ・及びトンネル坑口は、自然石を使用するか又はそれを模した表面仕上げとする。 ・ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の色彩は、原則として焦げ茶色とし、災害復旧等のやむを得ない場合も灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。 <p>(ウ) 法面処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面は緑化することとし、その方法は、「1. (1) ①全行為共通事項 (オ) 修景緑化方法」による。 <p>(エ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な野生動物が生息する地域では、皿形側溝など野生動物の移動を妨げないよう対策を講じる。
ウ 電柱	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要展望施設から展望した際に、利用者の目に触れない位置に設置する。また、電力柱及び電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。 ・特別保護地区及び第1種特別地域の既存電柱の更新の際には、電線、電話線及び通信ケーブルは、原則として地下埋設とする。 ・既存電柱に設置する支線カバーの取り付けは、歩道等での歩行者に

	<p>接する場所以外は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱への広告物の掲示又は掲出は認めない。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱の色彩は、焦げ茶色とし、電線は黒色とする。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2種特別地域において、電気事業者、通信事業者等が設置を行う場合、電線、電話線及び通信ケーブルは、技術的に不可能な場合を除き、新設については地下埋設とする。既存のものについても、更新の際に地下埋設となるよう指導する。
エ 鉄塔・ アンテナ	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望施設から展望した際に、利用者の目に触れない位置に設置する。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、鉄塔は焦げ茶色、アンテナは灰色とする。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動通信施設の取扱いについては、別紙2「中部山岳国立公園南部地域における移動通信施設の取扱いについて」による。
オ 治山及び 砂防施設	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域のうち、主要展望施設からの展望方向にあり風致景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育が確認されている地域については、原則として許可しない。ただし、防災上他に方法がなく、やむを得ない場合は、個別の実情に応じて風致景観及び希少野生動植物の保全上、必要な措置が講ぜられるものについて許可する。 <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の目に触れる部分については、風致景観と調和するように、自然石を利用した石張り、籠枠工及びふとん籠工等の措置を講ずるほか、極力風致景観に配慮した仕上げとする。 ・上高地地域の梓川本流及び支流では、護岸は原則として蛇籠又はふとん籠とし、自然石を使用する。床固工、帯工等、その他の施設においても、極力自然石を使用する。また、工事に当たっては、水質汚濁防止の措置をとるとともに、極力、利用最盛期（7～10月）の工事実施を避ける。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の際は、できる限り自然石積み又は多自然型護岸とするよう指導を行う。
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の工作物の色彩は、風致景観になじんだ色彩とする。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話ボックス及び自動販売機は建物に付帯させ、独立しての設置は認めない。
③木竹の伐採	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日付け国発第643号 国立公園部長通知）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日付け環自企第516号 自然保護局長通知）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。
④土石の採取	
ア 温泉 ボーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・既存泉源に与える影響や排水が適切に行われるか等自然環境に与える影響を考慮の上で判断する。また、風致景観には十分な配慮を行う。
イ 調査 ボーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・調査目的の本体工事に関する許可見込みについて、考慮した上で判断する。
ウ 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止のため、河床を低下させることを目的として行う河川の土石除去については、周辺植生を損傷しないよう措置を講ずる。
⑤水位・水量の増減	
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の水利用のための水位・水量の増減については、原則として従前のおり許可を更新するものとするが、自然環境や風致景観への悪影響が認められた場合は、行為者がモニタリング調査を実施した上で許可内容の変更について検討する。

⑥ 広告物の掲出	
	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致景観の保護上支障の少ない位置、方法とする。また、設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理する。 <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支柱及び表示板の材料は、構造及び安全確保上の問題がある場合を除き、原則として自然材料とするが、案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りではない。 ・地色は素材色又は焦げ茶色、文字は白色又は黒色を基調とする。ただし公園利用者等の安全確保等公共性の高いものや地図等２種類以上の色を使用しなければ目的を達成することができない場合はこの限りではない。 <p>(ウ) 照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に利用者を誘導するために必要がある場合に限り、外部からの照明を認める。
ア 標識類	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の目的を持つものは統合する。 ・公園利用に係る標識については、別紙３「歩道における標識標準デザイン案」での統一を図る。 <p>(イ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、外国語を併記する。 ・乗鞍高原集団施設地区における総合案内板の設置について、公園利用者が特に集中し利用効果の高い地点では、風致景観上の支障の少ない位置を選定するよう指導を行う。
イ 営業広告物	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設名を表示するものに限る。 <p>(イ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のぼり旗は認めない。 ・乗鞍高原集団施設地区及び平湯集団施設地区における営業広告物の設置については、必要性が認められる位置とする。なお、誘導標識が複数存在する場合には、分岐点等に統合するよう指導を行う。
ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遭難慰霊碑の設置については認めない。既存の合同慰霊碑に合祀する。
⑦ 土地の形状変更	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止のため、河床を低下させることを目的として行う河川内における土地の形状変更については、周辺植生を損傷しないよう措置を講ずる。

⑧植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	
	・採取、損傷、捕獲及び殺傷を行う数量については、必要最小限とし、可能な限り採取を行う地域を分散させる。

(2) 普通地域

普通地域内における行為については、1. (1) 特別地域及び特別保護地区内の取扱方針（規模に関する事項を除く）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される県・市町村の条例、指導指針等に該当する場合は、これらも参考とする。

長野県

- ・長野県環境基本条例
- ・長野県希少野生動植物保護条例
- ・長野県公害の防止に関する条例
- ・松本市環境基本条例
- ・松本市都市景観条例
- ・安曇野市環境基本条例

岐阜県

- ・岐阜県環境基本条例
- ・岐阜県希少野生生物保護条例
- ・岐阜県公害防止条例
- ・高山市環境基本条例
- ・高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例
- ・飛騨市環境基本条例

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

(1) 共通取扱事項

事業の種類	取 扱 方 針
①全事業	<p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び機能を達成する範囲で、必要最小限の規模とする。 <p>(イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園利用者の目に触れる部分については、風致景観と調和するように、自然材料又は自然材料を模した表面処理をし、極力目立たない色彩のものとする。 ・屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は2/10以上とする。ただし、宿舍事業以外の事業の車庫、倉庫等の小規模な建築物についてはこの限りではない。 ・屋根の色彩は、原則として焦げ茶色とする。色彩の指定については、別紙1「色彩について」による。 ・外壁の色彩は、原則として焦げ茶色、茶色の中から周囲の環境に調和する色彩を選択することとし、詳細は集団施設地区又は単独施設事業の取扱いによる。なお、自然材料によるものは素材色も認める。 <p>ただし、白骨温泉、乗鞍高原集団施設地区（別図2、以下同じ。）、平湯集団施設地区（別図3、以下同じ。）、乗鞍鶴ヶ池集団施設地区（別図4、以下同じ。）においては、白色も使用できることとする。</p> <p>(ウ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷ならしによって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法の手続きを受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。 <p>(エ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園区域外に搬出する。ただし、自然公園法の手続きを受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。 <p>(オ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支障木については、可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使

用する。

- ・特別保護地区及び第1種特別地域において行為により裸地等が発生する場合は、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促す。
- ・上記以外の地域においては、現地産の自生種（当該地周辺地域に自生する系統も含む。）の植栽又は播種等による緑化を行う。ただし、現地産の自生種が手に入らない等、やむを得ない場合は、国内産の在来緑化植物を用いることができる。

（カ）法面処理方法

- ・法面は緑化することとし、その方法は「2.（1）①全事業（オ）修景緑化方法」と同様とする。ただし、公園利用者等の安全確保上代替工法がない場合は、モルタル若しくはコンクリート吹付工（特殊配合モルタル吹付工含む。）又は法枠工も検討する。
- ・擁壁は、極力自然石積みとし、これが困難な場合においては、自然石を模した表面仕上げとする。

（キ）汚排水処理方法

- ・し尿及び雑排水は、公共下水道に排出処理する。
- ・公共下水道がない地域におけるし尿及び雑排水については、寒冷地に適した方法によって適切に処理し、河川の水質保全のための措置を講ずる。

（ク）ゴミ処理方法

- ・生ゴミを一時的に保管する場合は、屋外では堅固な容器又は建築物内に収納し、野生動物による被害防止対策を徹底する。

（ケ）広告物の掲出

a 基本方針

- ・目的を達成する範囲で最小限に留め、風致景観上支障の少ない位置及び方法とする。また、設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理する。

b 外部意匠・色彩・材料等

- ・支柱及び表示板の材料は、構造及び安全確保上の問題がある場合を除き、原則として自然材料とするが、案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りではない。
- ・地色は素材色又は焦げ茶色、文字は白色又は黒色を基調とし、文字以外の表記について、これ以外の色彩とする場合は2種類以下とする。その場合、色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色としないものとする。ただし、

	<p>地図等 2 種類以上の色を使用しなければ目的を達成することができない場合はこの限りではない。</p> <p>c 照明</p> <ul style="list-style-type: none">・夜間に利用者を誘導するために必要がある場合に限り、外部からの照明を認める。 <p>(コ) 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none">・快適かつ安全な利用を確保するために、事業敷地内及び事業施設の日常的な美化、修景、補修等、適切な維持管理に努める。 <p>(サ) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・施設整備にあたってはユニバーサルデザイン化を推進する。
--	--

<p>②道路（車道）</p>	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、付帯施設としての駐車場、案内標識、管理施設等の適切な整備及び道路からの風致景観の保全に留意する。 ・曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させる配慮を行い、自然に与える影響が最小限となる工法とする。 <p>(イ) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両用防護柵は、原則としてガードロープとし、支柱は焦げ茶色に塗装する。視認性又は強度の確保のため、やむを得ずガードパイプ、ガードレール等を使用する場合は、焦げ茶色に塗装する。 ・警戒標識、案内標識等の支柱及び盤面の裏側は、焦げ茶色に塗装する。 ・道路管理者が設置する警戒標識、案内標識等は、必要最小限とする。 ・照明は、交通の安全確保をする上で必要最小限とする。 ・擁壁及びトンネル坑口は、自然石を使用するか又はそれを模した表面仕上げとする。 <p>(ウ) 法面処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工にあたっては、「2. (1) ①全事業（カ）法面処理方法」によるほか、下記のとおりとする。 ・ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等は、原則として焦げ茶色とし、災害復旧等、やむを得ない場合にあつては暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。 <p>(エ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な野生動物が生息する地域では、皿形側溝など野生動物の移動を妨げないよう対策を講ずる。 ・除雪作業による立木、工作物等の損傷がないよう十分留意する。 ・維持管理のための伐採を行う場合、風致景観への影響が最小限となるよう細心の注意を払う。
----------------	---

<p>③道路（歩道）</p>	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道整備にあたっては、地域全体の利用状況、管理状況を把握し、計画的な整備を行う。 ・歩行者の安全確保に配慮するとともに周囲の自然環境に悪影響を与えないよう、傾斜地においては路面の洗掘を効果的に防止できる工法をとる。また、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 <p>(イ) 付帯施設（・立ち入り防止柵・標識類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿原、高山植物のお花畑等脆弱な自然環境を保全するため、必要に応じて、立ち入り防止柵及び標識類を整備する。 ・標識類については、歩道の利用特性を踏まえ、設置箇所数、規模及び内容を検討し、利用者の利便性及び遭難防止を図る。同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは極力統合する。 ・外部意匠、色彩、材料等は、極力自然材料を使用し、色彩は原則として焦げ茶色とする。ただし、自然材料の場合は素材色も認める。 ・標識類は、必要に応じて国際化対応を図り、デザイン、規格等は別紙3「歩道における標識標準デザイン案」で統一を図る。 <p>(ウ) 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視及び情報収集により危険箇所を把握し、適正な維持管理を行う。 ・利用者による周辺植生の踏みつけ、ゴミの投げ捨て、植物の採取等の防止を図る。 ・歩道幅員の範囲内で、下草の刈払い、支障木の枝落とし等の必要な維持管理を行い、安全かつ快適な利用を図る。 ・事業執行がされていない歩道の管理については、関係行政機関（環境省、林野庁、県及び市町村）、山小屋等関係者（山小屋経営者、地元遭難対策協議会等）、登山者等が連携して登山道の維持・管理に取り組む体制を構築する。北アルプス（飛騨山脈）の槍・穂高連峰等、長野県側における歩道については、北アルプス登山道等維持管理連絡協議会、岐阜県側については北アルプス飛騨側登山道等維持管理連絡協議会と連携して、登山道の維持管理を行い、周辺環境の保全に努める。
----------------	---

④園地	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。 <p>(イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
⑤宿舎	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供する。 ・国立公園の滞在拠点として自然とのふれあいや自然の中での休養といった機能を十分発揮できるような施設内容及び運営形態とする。 ・施設の建て替え、増改築にあたっては、風致景観の保護に十分配慮するとともに、大規模な切土や盛土、支障木の伐採を避ける。 ・宿泊に供する建築物のうち、通年営業を行うものを宿舎事業として扱う。ただし、冬期に到達道路が閉鎖され通年営業が実施できないものを除く。 <p>(イ) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的、内容等の諸条件から、風致景観上の影響が最小限となる位置とする。 ・建築物の規模は、「2. (2) ①上高地集団施設地区)、②乗鞍鶴ヶ池集団施設地区、③乗鞍高原集団施設地区、④平湯集団施設地区、(5) ①宿舎、②宿舎(山小屋)」の個別の取扱方針により定める。 <p>(ウ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部意匠は周囲の自然環境と調和した、簡素なものとする。 ・外壁の色彩は、共通事項の他「2. (2) ①上高地集団施設地区、②乗鞍鶴ヶ池集団施設地区、③乗鞍高原集団施設地区、④平湯集団施設地区、(5) ①宿舎、②宿舎(山小屋)」の個別の取扱方針により定める。 ・外壁は周囲の風致景観との調和を図るため、極力自然材料を使用する。 <p>(エ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫、倉庫等小規模な付帯施設は、主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は、主たる建築物の外部意匠・色彩・材料等と同様のものとする。

		<p>(オ) 屋外簡易施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、ベンチ等、簡易施設は簡潔な形式による木造とする。 <p>(カ) 公衆電話ボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外における設置は認めない。 <p>(キ) 標識類 ・のぼり旗は認めない。</p>
⑥休憩所		<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の利用者が快適に休憩又は飲食できる施設とする。また、必要に応じて自然情報や利用施設等の国立公園に関する情報を入手できる機能を設ける。 <p>(イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。 <p>(ウ) 標識類 ・のぼり旗は認めない。</p>
⑦野営場	(山麓部)	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点としての整備を図る。 <p>(イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のぼり旗は認めない。 ・夜間照明は、防犯、その他利用者の安全確保上必要最小限のものとし、外部に光が拡散しないよう配慮する。
	(山岳部)	<ul style="list-style-type: none"> ・登山及び自然探勝の基地として炊事場、便所等野営施設の充実整備を図る。 ・動線及びテントサイトの範囲の明確化により林床植生の保護に留意する。
⑧スキー場		<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自国第315号 自然保護局長通知)による。 <p>(イ) スキー場事業施設の基準</p> <p>a 滑走コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地の造成をせず、既存の地形を最大限に生かし、自然や風致景観に与える影響を最小限にする。 ・造成後に生じる裸地は緑化する。

	<p>b スキーリフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフトの支柱の色彩は焦げ茶色とする。 ・施設の撤去跡地については、整地後、適切な復旧措置を講ずる。 <p>c 建築物の外部意匠・色彩・材料・規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形状は切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根の勾配は2/10以上とする。 ・屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶色又は白色等、屋根と調和のとれた色とする。自然材料については素材色とすることができる。 ・高さは13m以下とする。 <p>d 看板・誘導標識・表示板等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ適切な利用指導を促進するため、案内板、指導標識、自然解説板等を整備する。 <p>e その他の施設（夜間照明施設、音響施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩は焦げ茶色又は灰色とする。 <p>f 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール、医療救急及び緊急時連絡体制を適正に整備する。 <p>g その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪防止剤の使用は、自然環境への影響が懸念されるため認めない。
--	--

(2) 集団施設地区

共通事項取扱事項の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
①上高地集団施設地区	<p>■管理方針</p> <p>上高地集団施設地区は、我が国屈指の山岳景観を誇る景勝地であり、特別名勝及び特別天然記念物でもあることから、自然保護を最重点とし、北アルプス（飛騨山脈）の登山及び上高地周辺における質の高い自然とのふれあいの拠点として整備を行う。</p> <p>各施設の整備にあたっては、地区の適正収容力に応じた規模とし、構造、形態等は現状の風致を損なわないよう十分留意する。また河童橋周辺をはじめとする特定の場所への集中利用の</p>

	<p>緩和策として、誘導表示施設の整備による右岸地域への利用分散を図るほか、自然探勝のための施設の充実を図り、適正な公園利用を推進する。</p> <p>冬期入山者のための施設は、冬期便所（汲み取り式）の整備に留める。</p> <p>また、梓川の河床上昇に伴う災害防止の観点から、護岸をはじめとする防災施設の整備及び河床整理については、現状の風致を損なわないよう十分配慮し、地区全体の保全を図るものとする。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="220 622 472 719"> <p>ア 上高地道路（歩道）</p> </td> <td data-bbox="472 622 1378 719"> <ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区周辺の自然探勝歩道として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）③道路（歩道）」による。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 719 472 981"> <p>イ 上高地園地</p> </td> <td data-bbox="472 719 1378 981"> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山岳や梓川の眺望を生かし、上高地における自然探勝及び休憩のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）④園地」によるほか、園路及び休憩施設等を充実させる。また、河童橋は、上高地の風致と一体化した施設であり、現状の木造吊橋の形態を極力維持する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 981 472 2016"> <p>ウ 上高地宿舎</p> </td> <td data-bbox="472 981 1378 2016"> <ul style="list-style-type: none"> ・登山及び上高地、大正池、明神周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）⑤宿舎」によるほか下記のとおりとする。 <p>（ア）基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、新規宿舎事業の参入は認めないこととする。ただし、既存施設が売買され新規所有者が事業執行する場合は、この限りではない。 ・施設は、登山者が宿泊できるように低廉、簡便な部分も確保するように配慮するとともに、集団施設地区全体として統一のとれた外部意匠となるよう配慮する。 ・敷地は、原則として既事業敷地内とする。 <p>（イ）規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは15m以下とする。ただし、塔屋又は煙突に限り建築物の最高部の高さから4mの範囲内で、その設置を認める。ただし、既に15mを超える建築物（上高地帝国ホテル）については、高さが既存高以下、階数が同一以下、かつ外観がほぼ既存施設どおりに建て替えられる場合には、これを認める。 ・容積率の扱いは次による。 <ul style="list-style-type: none"> a 従業員専用面積を除く容積率は、80%以下とする。 </td> </tr> </table>	<p>ア 上高地道路（歩道）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区周辺の自然探勝歩道として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）③道路（歩道）」による。 	<p>イ 上高地園地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山岳や梓川の眺望を生かし、上高地における自然探勝及び休憩のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）④園地」によるほか、園路及び休憩施設等を充実させる。また、河童橋は、上高地の風致と一体化した施設であり、現状の木造吊橋の形態を極力維持する。 	<p>ウ 上高地宿舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登山及び上高地、大正池、明神周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）⑤宿舎」によるほか下記のとおりとする。 <p>（ア）基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、新規宿舎事業の参入は認めないこととする。ただし、既存施設が売買され新規所有者が事業執行する場合は、この限りではない。 ・施設は、登山者が宿泊できるように低廉、簡便な部分も確保するように配慮するとともに、集団施設地区全体として統一のとれた外部意匠となるよう配慮する。 ・敷地は、原則として既事業敷地内とする。 <p>（イ）規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは15m以下とする。ただし、塔屋又は煙突に限り建築物の最高部の高さから4mの範囲内で、その設置を認める。ただし、既に15mを超える建築物（上高地帝国ホテル）については、高さが既存高以下、階数が同一以下、かつ外観がほぼ既存施設どおりに建て替えられる場合には、これを認める。 ・容積率の扱いは次による。 <ul style="list-style-type: none"> a 従業員専用面積を除く容積率は、80%以下とする。
<p>ア 上高地道路（歩道）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区周辺の自然探勝歩道として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）③道路（歩道）」による。 						
<p>イ 上高地園地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山岳や梓川の眺望を生かし、上高地における自然探勝及び休憩のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）④園地」によるほか、園路及び休憩施設等を充実させる。また、河童橋は、上高地の風致と一体化した施設であり、現状の木造吊橋の形態を極力維持する。 						
<p>ウ 上高地宿舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登山及び上高地、大正池、明神周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）⑤宿舎」によるほか下記のとおりとする。 <p>（ア）基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、新規宿舎事業の参入は認めないこととする。ただし、既存施設が売買され新規所有者が事業執行する場合は、この限りではない。 ・施設は、登山者が宿泊できるように低廉、簡便な部分も確保するように配慮するとともに、集団施設地区全体として統一のとれた外部意匠となるよう配慮する。 ・敷地は、原則として既事業敷地内とする。 <p>（イ）規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは15m以下とする。ただし、塔屋又は煙突に限り建築物の最高部の高さから4mの範囲内で、その設置を認める。ただし、既に15mを超える建築物（上高地帝国ホテル）については、高さが既存高以下、階数が同一以下、かつ外観がほぼ既存施設どおりに建て替えられる場合には、これを認める。 ・容積率の扱いは次による。 <ul style="list-style-type: none"> a 従業員専用面積を除く容積率は、80%以下とする。 						

		<p>b 吹き抜け部分は、相当する階の床面積として算定する。</p> <p>c 地下（階）部分のうち、機械室、電気室又は倉庫は、容積に算定しない。</p> <p>d 給水路敷、排水路敷等は敷地面積に含めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日最大宿泊者数（収容力）は下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 五千尺ホテル（五千尺ロッヂを含む）、ホテル白樺荘、上高地温泉ホテル、上高地帝国ホテル 230人／日 ○ 上高地西糸屋山荘、松本市営アルペンホテル、清水屋ホテル 150人／日 ・ 延床面積及び従業員専用面積の扱いは下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 宿舎の延床面積（吹き抜け部分及び地下（階）部分を含み、従業員専用面積は含まない。）は、日最大宿泊者数（収容力）に23㎡/人を乗じた数値以下とする。 b 宿舎の従業員専用面積（吹き抜け部分及び地下（階）部分を含む。）は、日最大宿泊者数（収容力）を次の数値で除したものに、12㎡/人を乗じた数値以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上高地西糸屋山荘、松本市営上高地アルペンホテル 4.0 ○ 五千尺ホテル（五千尺ロッヂを含む）、ホテル白樺荘、上高地温泉ホテル、清水屋ホテル 3.0 ○ 上高地帝国ホテル 1.5 <p>(ウ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部意匠は木造、石積み等とする。 ・ 屋根の形状は切妻とし、屋根勾配は3/10以上、5/10以下とする。 ・ 屋根の色彩は、焦げ茶色、赤錆色等とする。 ・ 外壁は、屋根が焦げ茶色の場合は茶色とする。赤錆色の場合は自然材料を使用した焦げ茶色とする。一部（小口、窓枠及びベランダの手すり）を白色とすることができる。 <p>(エ) 自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物壁面線より内側に埋め込む形で設置することとし、外部の色彩を壁面と同一配色とする。
	エ 上高地休憩所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上高地駐車場に隣接し、各種公園情報を集約し情報提供を行い、悪天候時の避難所ともなる施設（通称：上高地インフォメーションセンター）と公園保護活動及びそのための研修を行う施設（通称：上高地公園活動ステーション）が整備され、利用されている。

		<ul style="list-style-type: none"> ・取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」による。
オ	上高地案内所	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地駐車場に隣接し、幅広い観光情報を集約し情報提供を行う施設（通称：上高地観光センター）として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」に準ずるほか、自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
カ	上高地野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・登山及び上高地、大正池、明神周辺の自然探勝のための基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場（山麓部）」によるほか下記のとおりとす。 <p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊事場、便所等野営施設の充実整備を図る。 ・老朽化した常設テントの改善整備を図る。 ・老朽化した既存のケビン施設は、原則として既存敷地内で、建て替え整備を行う。 ・動線、テントサイトの範囲の明確化により林床植生の保護に留意するほか野生動物対策として、必要に応じて草刈りを行い見通しの確保を図る。 ・フリーテントサイト一帯は、一般利用の散策園地も兼ねるものとする。 <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日最大宿泊者数（収容力）は、テントサイト、ケビンともに、現状規模程度とする。 <p>(ウ) 自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
キ	上高地駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地へのアクセス道路の終点到位置する駐車場として整備され、路線バス、観光バス等に利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業（イ）建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。規模は現状を維持し、有効な利用のための改良を行うとともに効率的な運用を図る。また、当該地域の管理業務用及び従業員用の車両は、中信森林管理署上高地治山事業所敷地及びその周辺に収容する。
ク	上高地自動車 運送施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地駐車場に隣接し、公園利用者を運送する事業を営むための施設として路線バス及び観光バス事業者の休憩施設が整備され利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業（イ）

		建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
ケ	上高地 給水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区内の梓川右岸一帯にある施設へ上水を供給するための施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
コ	上高地 排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区内の下水を適切に処理するための施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
サ	上高地 医療救急施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地の利用シーズン中に開設され、公園利用者の急病又は遭難その他突発的な事故による負傷等に対して救急的診療処置を行う医療施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
シ	上高地 博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地における公園利用に関する総合的な展示機能及び自然学習フィールドの案内機能を備えた総合的な拠点施設（通称：上高地ビジターセンター）として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。

事業の種類		取 扱 方 針
②乗鞍鶴ヶ池 集団施設地区		<p>■管理方針</p> <p>展望と高山植物群落等の興味対象に恵まれた乗鞍岳一帯の登山及び自然探勝のための利用拠点としての整備を図る。</p> <p>施設の整備にあたっては、高山地帯の自然環境の保全に努め、現状の風致を損なわないように十分配慮する。</p> <p>乗鞍鶴ヶ池集団施設地区が目指す風致の形成、管理運営のあり方については、関係者との合意形成を図る。</p>
ア	乗鞍鶴ヶ池 園地	<ul style="list-style-type: none"> ・豊平周辺の自然探勝を目的とした園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、地区一帯の歩道計画と関連した園地整備（園路、休憩広場、展望広場、公衆便所等）を図るとともに、事業執行者は動植物を保護するための立入禁止、植生の復元等自然環境の保全を図る措置を講ずる。
イ	乗鞍鶴ヶ池 宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍鶴ヶ池駐車場に隣接し、乗鞍岳登山及び豊平周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、建築物の高

		<p>さは13m以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形状は、切妻等の勾配屋根とする。 ・屋根の色彩は、焦げ茶色等の茶系色とする。 ・外壁の色彩は、焦げ茶色、茶色、白等、屋根と調和のとれた色とする。
ウ	乗鞍鶴ヶ池案内所	<ul style="list-style-type: none"> ・昼平周辺の野生動植物や登山道、自然情報や利用施設等の情報を集約し、情報提供を行う施設として整備され、乗鞍鶴ヶ池駐車場に隣接するバスターミナルとしても利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」によるほか、悪天候時の避難所としても活用する。
エ	乗鞍鶴ヶ池駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍スカイラインの終点に位置する駐車場として整備され、路線バス、観光バス等に利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、自然環境保全のため、利用形態の変化に合わせた改良工事に留める。また、付帯施設である公衆便所については、必要に応じて管理手法と合わせ再整備を検討する。
オ	乗鞍鶴ヶ池給水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍鶴ヶ池集団施設地区内の各施設へ上水を供給する施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、給水量の安定確保のための整備、水源の汚染防止のための措置を講ずる。

事業の種類	取 扱 方 針
③乗鞍高原 集団施設地区	<p>■管理方針</p> <p>乗鞍岳東山麓の広大な高原の自然環境を活用した自然探勝、スキー、登山、保養等の利用拠点として整備する。</p> <p>また、滞在型利用のための、ピクニック園地、運動施設等の整備についても、現状の風致を損なわないよう進めるものとする。</p> <p>乗鞍高原集団施設地区が目指す風致の形成、管理運営のあり方については、関係者との合意形成を図る。</p>

<p>ア 乗鞍高原道路（車道）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴蘭地区と一の瀬地区を結ぶ車道として整備され、一の瀬園地利用者の主要なアクセス路として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）②道路（車道）」によるほか、一部に付帯する自転車道については、歩行者帯との分離色はベージュ色とする。
<p>イ 乗鞍高原園地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園路や休憩所、駐車場が整備され、自然林を生かした自然探勝や高原散策等に利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）④園地」によるほか、標識類、案内板等については、主要箇所や分岐点に計画的に配置する。
<p>ウ 乗鞍高原宿舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉保養、自然探勝、冬期のスキー等の滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2.（1）⑤宿舎」によるほか下記のとおりとする。 <p>（ア）土地の地形勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に係る土地の地形勾配が30%を超えない場所を選定する。 <p>（イ）壁面線の後退</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面線（建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）が次の各号に掲げるものから当該各号に示した距離以上、壁面線を後退させる。 <ul style="list-style-type: none"> a 公園事業道路（車道）との敷地境界線 10m b 敷地境界線 5 m <p>さらに、河畔の風致保全のため、河川からは極力壁面線を後退させる。</p> <p>（ウ）規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建ぺい率 <ul style="list-style-type: none"> 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和）の敷地に対する割合は20%を超えないこと。 ・高さ <ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは13m以下とする。ただし、避雷針、煙突及びアンテナを除く。また、既に13mを超える建築物については、高さが既存高以下、階数が同一、かつ外観がほぼ既存建築物どおりに建て替えられる場合には、この限りではない。 <p>（エ）建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍高原集団施設地区において、外壁への屋号表示は必要最少限のものとする。 ・屋根の勾配は、切妻等の勾配屋根とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は、焦げ茶色とする。 ・外壁の色彩は、薄茶、白等、屋根と調和のとれた色とする。 <p>(オ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、風致に支障を与える可能性があるため、鈴蘭・檜ノ木地区以外での建築は認めない。
エ	乗鞍高原 休憩所	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍高原駐車場に隣接し、各種公園情報を集約し情報提供を行う施設（通称：松本市乗鞍観光センター）として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」による。
オ	乗鞍高原 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・一の瀬園地内に位置し、乗鞍高原の自然探勝のための基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場（山麓部）」によるほか、炊事場、便所等野営施設の整備の充実を図るとともに、隣接するミズバショウ群生地へのスムーズな誘導も含めた整備を図る。自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
カ	乗鞍高原 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴蘭地区に位置する駐車場として整備され、乗鞍岳へのアクセス拠点として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業（イ）建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
キ	乗鞍高原 公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・番所乗鞍岳線道路に隣接し、公園利用者の日帰り入浴施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業（イ）建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
ク	乗鞍高原 博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍高原駐車場に隣接し、乗鞍高原における公園利用に関する総合的な情報提供機能及び一の瀬を中心とした自然学習フィールドの案内機能を備えた拠点施設（通称：乗鞍自然保護センター）として整備され、乗鞍高原周辺の野生動植物や乗鞍高原の自然情報発信基地として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業（イ）建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。

事業の種類	取 扱 方 針
④平湯集団施設地区	<p>■管理方針</p> <p>乗鞍岳、笠ヶ岳等をひかえた山間の温泉地であり、自然環境の保全に留意しつつ、登山、野営、保養等のための利用拠点と</p>

	<p>して整備する。また、乗鞍岳や上高地への岐阜県側のマイカー乗換・中継拠点として、適正な利用誘導のための情報提供施設、休憩所等必要な施設の整備を図る。</p> <p>なお、当該地は温泉法に基づく国民保養温泉地にも指定されているため、温泉利用を推進するための整備にも配慮するものとする。</p> <p>平湯集団施設地区が目指す風致の形成、管理運営のあり方については、関係者との合意形成を図る。</p>
ア 平湯園地	<ul style="list-style-type: none"> 平湯温泉街から平湯大滝方面への自然探勝を行うための園地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理を図るとともに、標識類、案内板、自然解説板等は、自然とのふれあいが深められるよう配慮する。
イ 平湯大滝園地	<ul style="list-style-type: none"> 平湯大滝周辺の自然探勝を目的とした園地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理を図るとともに、河川に隣接することから、利用者の安全が図られるよう配慮する。
ウ 平湯宿舎	<ul style="list-style-type: none"> 上高地及び乗鞍岳への中継地のほか、温泉保養地、平湯集団施設地区周辺の自然探勝及び冬期のスキー、新穂高等周辺地域への滞在拠点として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか下記のとおりとする。 <p>(ア) 白壁、格子等、奥飛騨地方の特徴を生かした外部意匠とする。</p> <p>(イ) 建築物の高さは17m以下とする。ただし、避雷針、煙突及びアンテナを除く。また、既に17mを超える建築物については、高さが既存高以下、階数が同一以下、かつ外観がほぼ既存建築物どおりに建て替えられる場合には、この限りではない。</p>
エ 平湯休憩所	<ul style="list-style-type: none"> 平湯温泉の中心部に位置し、飛騨・北アルプス自然文化センターと連携して、各種公園情報を集約し情報提供を行う施設として整備されているほか、バスターミナルとしても利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」による。
オ 平湯野営場	<ul style="list-style-type: none"> 平湯集団施設地区周辺の自然探勝のほか、上高地、乗鞍岳、新穂高等周辺地域への滞在拠点として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場（山麓部）」によるほか、現在の自然環境を維持しながら、園地としても活用できるよう

		園路、四阿等を整備する。自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
カ	平湯温泉 スキー場	<ul style="list-style-type: none"> ・平湯集団施設地区を基地とするスキー場として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑧スキー場」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
キ	平湯駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・アカンダナ山麓に位置する駐車場として整備され、上高地、乗鞍岳へのアクセス拠点として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、平湯休憩所との連携、公園利用者の利便性が向上するよう既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
ク	平湯給油施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の乗用車、バス等に燃料を供給するための施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
ケ	平湯排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平湯集団施設地区内の下水を適切に処理するための施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
コ	平湯博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県側の利用拠点として自然情報や歴史、利用施設等の情報を集約し、情報提供を行うための施設（通称：飛騨・北アルプス自然文化センター）として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、博物展示施設を起点とした自然探勝路を活用し、利用者への自然解説を行うとともに、地元住民と協力連携しながら普及啓発活動を積極的に行う。

(3) 道路

共通事項取扱事項の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
①車道	
ア 中房温泉線	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市有明の公園境界から中房温泉及び燕岳登山口へ至る県道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」による。
イ 上高地線	<ul style="list-style-type: none"> ・高山松本線道路(国道158号)から分岐、釜トンネルから大正池を経て上高地駐車場へ至る県道として利用されている。昭和50年以降、上高地自動車利用適正化連絡協議会が策定する上高地自動車利用適正化方針に基づき、マイカー規制が実施されているが、冬期は積雪のため通行止めとなる。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」によるほか、危険箇所については改修を図るとともに、施工にあたっては、地形の改変及び植生への影響を最小限とする。
ウ 白骨温泉線	<ul style="list-style-type: none"> ・高山松本線道路(国道158号)から分岐し、沢渡から白骨温泉へ至る県道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」によるほか、拡幅、改良工事に当たっては、道路交通の安全性を確保することのできる最小限の規模に留める。
エ 番所乗鞍岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市番所の公園境界から乗鞍高原、位ヶ原を経て岐阜県境へ至る県道として利用されている。積雪のため冬期は通行止めとなる。なお、三本滝から岐阜県境までは、平成15年以降、乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会が策定する乗鞍岳自動車利用適正化方針に基づき、マイカー規制が実施されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」によるほか、利用状況に合わせ、法面の崩落防止、落石防止、周辺植生の後退防止等に対して効果的な工法の検討、施工を推進する。
オ 奈川白骨線	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市乗鞍高原の公園境界から一の瀬、鈴蘭を經由し、白骨温泉に至る市道として利用されている。また、鈴蘭白骨温泉間は、冬期の白骨温泉地区の生活道路として重要な役割を果たしている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」によるほか、雪崩の発生が多いため、必要に応じた対策を講ずる。
カ 日影平線	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市岩井町の公園境界から日影平地区へ至る県道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」による。

キ	新穂高温泉線	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市神坂の公園境界から新穂高温泉へ至る県道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」によるほか、既存車道の改良に留める。
ク	平湯温泉線	<ul style="list-style-type: none"> ・平湯地区において、国道471号及び158号のバイパスとして利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」による。
ケ	高山松本線	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県と長野県を結ぶ基幹的横断道路であり、平湯トンネルから安房トンネル、中ノ湯、坂巻温泉を経て沢渡へ至る国道158号として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」による。
コ	平湯乗鞍岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・高山松本線(国道158号)から分岐し、平湯峠を経て、乗鞍鶴ヶ池へ至る県道として利用されている。積雪のため冬期は通行止めとなる。なお、平湯峠から乗鞍鶴ヶ池までは、平成15年以降、乗鞍自動車利用適正化協議会が策定する乗鞍自動車利用適正化方針に基づき、マイカー規制が実施されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」によるほか、法面の崩落防止、落石防止、周辺植生の後退防止等に対して効果的な工法の検討、施工を推進する。
サ	安房峠線	<ul style="list-style-type: none"> ・高山松本線から分岐し、平湯から安房峠を経て中ノ湯へ至る国道158号として利用されている。積雪のため冬期は通行止めとなる。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」による。
②自転車道		
○	乗鞍高原線	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市番所の公園境界から一の瀬に至る自転車道として、周辺の道路と合わせて利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ②道路(車道)」による。
③歩道		
ア	餓鬼岳燕岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・餓鬼岳、東沢岳、燕岳方面へ至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
イ	中房槍ヶ岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・中房温泉から大天井岳、西岳を経て槍ヶ岳へ至る槍ヶ岳への縦走路(通称:表銀座コース)として利用され、中房温泉登山口に付帯施設の公衆便所が整備されている。特に燕岳、常念岳、穂高連峰、槍ヶ岳等の眺望に優れたルートである。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。

ウ	一ノ沢 常念岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・一ノ沢から常念乗越に至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
エ	横尾・ 穂高岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・横尾から涸沢を経て槍穂高連峰縦走線(歩道)へ至る最も一般的な登山道として利用され、涸沢に付帯施設の公衆便所が整備されている。奥穂高岳へ至る最も一般的な登山ルートとして利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
オ	横尾・ 蝶ヶ岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・横尾から蝶ヶ岳へ至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
カ	新村橋・ 涸沢線	<ul style="list-style-type: none"> ・徳沢から涸沢へ至る登山道(通称:パノラマコース)として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
キ	徳沢・ 大天井岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・徳沢から蝶ヶ岳、常念岳を経て大天井岳へ至る登山道として利用され、特に槍・穂高連峰の眺望に優れたルートである。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ク	徳沢・ 大滝山線	<ul style="list-style-type: none"> ・徳沢から大滝山を経て蝶ヶ岳へ至る登山道として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ケ	上高地・ 槍ヶ岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区から徳沢、横尾、槍沢を経て槍ヶ岳へ至る登山道として利用され、付帯施設として、明神、徳沢、横尾に公衆便所及び橋梁等が整備されている。また、涸沢や槍ヶ岳への登山ルート、槍ヶ岳をはじめ各山岳からの下山、徳沢、横尾周辺の自然探勝歩道としても利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を図る。
コ	槍穂高連峰 縦走線	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区から岳沢、穂高連峰を経て槍ヶ岳へ至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を図る。

サ 河童橋 明神池線	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区から梓川右岸を通り明神へと至る歩道で、岳沢湿原、明神池等の自然探勝歩道として利用されている。特に六百山、焼岳等の眺望に優れたルートである。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、歩道の改修工事及び標識類の補修等必要な整備を図る。
シ 島々明神線	<ul style="list-style-type: none"> ・島々谷から徳本峠を経て明神へ至る登山道で、島々谷から上高地へ至る歴史のある登山ルートとして利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて施設の整備を図る。
ス 上高地 西穂高岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区から西穂高岳へ至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
セ 上高地 大正池線	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区から梓川左岸を通り大正池へと至る歩道で、田代湿原、田代池等の自然探勝歩道として利用されている。特に、穂高連峰、霞沢岳等の眺望が優れたルートである。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、歩道の改修工事及び標識類の補修等必要な整備を図る。
ソ 上高地中尾 線	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地集団施設地区から新中尾峠を経て中尾温泉へ至る登山道で、上高地から焼岳への日帰りを中心とした登山ルートとして利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
タ 乗鞍高原 乗鞍岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍高原から乗鞍岳肩へ至る登山道として整備され、乗鞍高原内の周回路を兼ねた歩道としても利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて路面の補修、車道交差部の指導標の整備を検討する。
チ 三股蝶ヶ岳 線	<ul style="list-style-type: none"> ・三股から蝶ヶ岳に至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ツ 日影平・ 乗鞍岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・日影平から丸黒山、千町ヶ原を経て乗鞍山頂・剣ヶ峰に至る登山道で、屏風岳、大日岳、薬師岳等の外輪山を眺望しながら山頂へ至る登山ルートとして利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ③道路(歩道)」によるほか、標識類の補修整備や避難小屋等の維持管理を実施する。

テ 長倉本谷・丸黒山線	<ul style="list-style-type: none"> ・長倉本谷から日影平・乗鞍岳線道路（歩道）との合流点までを結ぶ登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ト 阿多野郷・乗鞍岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・阿多野郷から日影平・乗鞍岳線道路（歩道）との合流点までを結ぶ登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ナ 北ノ俣岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・寺地山から北ノ俣岳へ至る登山道（通称：神岡新道）として利用されている。特に槍ヶ岳、笠ヶ岳、乗鞍岳、薬師岳、水晶岳、鷲羽岳等の眺望に優れた登山ルートである。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ニ 笠・抜戸縦走線	<ul style="list-style-type: none"> ・笠ヶ岳から尾根沿いに抜戸岳を結ぶ登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ヌ 新穂高温泉・弓折岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉からワサビ平、鏡平を経て、弓折岳方面へ向かう主要な登山道として利用されるほか、笠ヶ岳や双六岳、槍ヶ岳への登山ルートとしても利用されている。特に鏡平からは槍・穂高連峰の眺望に優れている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ネ 新穂高温泉・槍ヶ岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉から槍平を経て槍ヶ岳へ至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ノ 槍平・南岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉・槍ヶ岳線の間地点である槍平から南岳へ至る登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ハ 白出沢・奥穂高岳線	<ul style="list-style-type: none"> ・白出沢沿いに新穂高温泉・槍ヶ岳線と奥穂高岳を結ぶ登山道として利用されている。 ・取扱方針は、「２．（１）③道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ヒ 千石平・西穂高線	<ul style="list-style-type: none"> ・千石平から西穂山荘へ到達する登山道で、ロープウェイを利用し西穂高岳へ向かう登山道として利用されている。

		<ul style="list-style-type: none"> 取扱方針は、「2. (1) ③道路 (歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
フ	平湯・ 乗鞍岳線	<ul style="list-style-type: none"> 平湯温泉スキー場から大丹生岳、鶴ヶ池を経て剣ヶ峰に至る登山道で、鶴ヶ池から乗鞍山頂間は一般登山者のほか、学校行事による登山、自然観察会等にも利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ③道路 (歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
へ	魔王岳・ 恵比須岳線	<ul style="list-style-type: none"> 畳平から、魔王岳、恵比須岳への自然探勝歩道として利用されている。なお、本歩道は恵比須岳で落石の可能性が大きく通行が危険なため、当面は魔王岳までの利用に留め、それ以奥は安全が充分確保されるまで通行止めを継続する。 取扱方針は、「2. (1) ③道路 (歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ホ	笠新道線	<ul style="list-style-type: none"> 新穂高温泉・弓折岳線の間地点であるワサビ平と笠ヶ岳を結ぶ登山道として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ③道路 (歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
マ	槍ヶ岳 ワサビ平線	<ul style="list-style-type: none"> 新穂高温泉・弓折岳線の分岐である下抜戸沢から奥丸山を経て新穂高温泉・槍ヶ岳線の間地点である槍平及び西鎌尾根にある千丈沢乗越へ至る登山道として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ③道路 (歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ミ	大滝山 徳本峠線	<ul style="list-style-type: none"> 大滝山から大滝槍見台を経て徳本峠へ至る登山道として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ③道路 (歩道)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。

(4) 園地

共通事項の取扱事項の規定によるほか、下記の取扱い方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
ア 中房温泉園地	<ul style="list-style-type: none"> 燕岳登山口及び中房温泉周辺における自然探勝のための園地として計画されている。 取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
イ 大正池園地	<ul style="list-style-type: none"> 大正池周辺の自然探勝及び焼岳、穂高連峰の眺望のための園地として利用され、付帯施設として公衆便所が整備されている。 取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維

		持管理、機能の充実、路傍駐車場の整備を図る。
ウ	安房峠園地	<ul style="list-style-type: none"> ・穂高連峰及び焼岳の眺望利用のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
エ	白骨温泉園地	<ul style="list-style-type: none"> ・白骨温泉周辺の自然探勝のための園地として利用され、付帯施設として公衆浴場や観光案内所、駐車場等が整備されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。また、岩盤がもろい地質であるため、公衆浴場や園路等について、河岸の浸食状況を見ながら必要に応じて安全対策の検討を行う。
オ	乗鞍高原園地	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍高原周辺の自然探勝のための園地として利用され、付帯施設として三本滝平に駐車場及び休憩所が整備されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
カ	日影平園地	<ul style="list-style-type: none"> ・日影平周辺の自然探勝のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、地区一帯の歩道計画と関連した園地整備（園路、芝生広場、公衆便所等）を図るとともに、動植物を保護するために立入禁止の方策の検討を行う。
キ	新穂高温泉園地	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉周辺の自然探勝、西穂高岳方面への登山口に位置する園地として利用され、付帯施設として休憩所が整備されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、園路及び標識類の統合・整備充実、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
ク	千石平園地	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高ロープウェイ利用者の笠ヶ岳の眺望及び休憩のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、自然解説や各種情報提供等の機能を充実させる。また、利用者が誤って隣接する西穂高岳方面への登山道へ迷い込まないように方策を講ずる。
ケ	平湯峠園地	<ul style="list-style-type: none"> ・平湯峠周辺の自然探勝のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。

コ 平湯大滝園地	<ul style="list-style-type: none"> ・平湯大滝周辺の自然探勝のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
サ 穂高平園地	<ul style="list-style-type: none"> ・穂高平周辺の自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
シ 鍋平園地	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高ロープウェイの中間駅がある鍋平に位置し、自然探勝、錫杖岳、笠ヶ岳、抜戸岳の眺望及び休憩のための園地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
ス 横尾園地	<ul style="list-style-type: none"> ・横尾周辺の山岳への登山及び自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
セ 岳沢園地	<ul style="list-style-type: none"> ・岳沢周辺の自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
ソ 明神岳東斜面園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうたん池及び奥又白池周辺の自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
タ 徳沢園地	<ul style="list-style-type: none"> ・徳沢周辺の山岳への登山及び自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
チ 明神園地	<ul style="list-style-type: none"> ・明神周辺の梓川河畔における自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模等を検討する。
ツ 沢渡園地	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地への交通機関の乗り換え・中継拠点として利用されており、公衆便所及び足湯等の施設が整備されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて必要な施設の整備を進める。
テ 安房平湿原園地	<ul style="list-style-type: none"> ・安房平湿原における自然探勝のための園地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ④園地」によるほか、利用状況に応じて

		じて必要な施設や規模等を検討する。
--	--	-------------------

(5) 宿舎

共通事項の取扱事項の規定によるほか、下記の取扱い方針によるものとする。

事業の種類		取 扱 方 針
① 宿舎（ア～ソに該当するもの）		
ア	中房温泉宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・燕岳、有明山等への登山者及び中房温泉周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、下記のとおりとする。 <p>○中房温泉・有明荘</p> <p>(ア) 山間の温泉宿の雰囲気保全に留意する。</p> <p>(イ) 外壁の色彩は、茶色又は漆喰塗をイメージする白色とする。</p>
イ	徳沢宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・穂高連峰及び蝶ヶ岳等への登山者及び徳沢周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
ウ	明神池宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・穂高連峰等への登山者及び明神池周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
エ	明神宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・穂高連峰等への登山者及び明神周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、自動販売機の設置の際には本体を自然材料で覆う。
オ	大正池宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地及び大正池周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」による。
カ	中ノ湯宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地方面への利用者及び中ノ湯温泉周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、建築物の高さは15m以下とする。
キ	坂巻温泉宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地方面への利用者及び坂巻温泉周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、建築物の高さは15m以下とする。

ク 沢渡宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地方面への利用者のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」による。
ケ 十石山宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・十石山登山者の緊急避難先を兼ねた小規模な山小屋として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」による。
コ 白骨温泉宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・白骨温泉による保養や周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・地区全体として統一のとれた外部意匠を指導し、温泉集落地としての風致を維持、形成していくことを基本とする。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、下記のとおりとする。 <p>(ア) 建築物の高さは、17m以下とする。ただし、塔屋、避雷針、煙突及びアンテナを除く。また、それらを含めても20m以下とする。また、既に17mを超える建築物については、高さが既存高以下、階数が同一以下、かつ外観がほぼ既存建築物どおりに建て替える場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 渡り廊下で連絡されている場合は別棟として取扱う。</p>
サ 冷泉小屋宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍岳登山のための中継基地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」による。
シ 位ヶ原宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍岳登山及び山スキーのための中継基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、改修にあたっては、現在の宿舎の外部意匠、色彩等を継承する。
ス 乗鞍岳肩宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍岳登山の基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、下記のとおりとする。 <p>(ア) 改修にあたっては、現在の宿舎の外部意匠、色彩等を継承する。</p> <p>(イ) 小規模な風力発電については、別紙4「宿舎事業(山小屋)における小型風力発電施設の設置について」による。</p>
セ 日影平宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・日影平周辺の自然探勝の滞在拠点として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」による。
ソ 新穂高温泉宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・西穂高岳、笠ヶ岳、双六岳、槍ヶ岳等への登山者及び新穂高温泉周辺の自然探勝のための滞在拠点として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑤宿舎」によるほか、建築物の高さ

	は17m以下とする。
② 宿舎（①に記載のある以外の宿舎）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・北アルプス（飛騨山脈）南部の各山岳への登山基地、宿舎周辺の自然探勝のための滞在拠点として、また、縦走路線の中継基地として利用されている。 <p>（ア）基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用施設は北アルプス南部地域の山小屋（「山小屋」とは主として登山者の宿泊の用に供される宿舎事業で別紙5「適用施設一覧表」による。）とする。 ・新たな山小屋の設置は認めない。 ・敷地外への人為的影響の拡大を防止するため、敷地は縁石、ロープにより範囲の明瞭化を図る。 ・山小屋に関する機能別施設区分 山小屋の施設は、以下の機能別施設区分に分類し、当該地の利用状況を勘案して適切にスペースを配分する。 <ul style="list-style-type: none"> a 休憩者用スペース 売店、喫茶室等 b 宿泊スペース 宿泊室 c パブリックスペース：宿泊者用 食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、便所、洗面所、乾燥室、玄関、土間等 d 公共性の高いスペース 山岳警備隊詰所（常駐）、診療所、休憩者及び野営者用外便所等 e 管理スペース 受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等 f 従業員用スペース 従業員室、管理人室、従業員浴室等 <p>（イ）規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況を総合的に勘案して定めるものとし、1,000㎡を上限とする。ただし、延床面積が既に1,000㎡を超えている山小屋については、現状の延床面積を上限とする。 <p>なお、「（ア）基本方針」で整理した山小屋に関する機能別施設区分のcからfまでのスペースに係る増築については、当該山小屋の利用状況及び周辺の風致景観への影響を勘案し</p>

	<p>て適当と認められる場合に限り必要最小限の範囲で延床面積1,000㎡を超える範囲においても可とする。</p> <p>(注) 冬期小屋はシーズン中の自炊室売店、客室、倉庫等と兼用する機会が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。</p> <p>延床面積：吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。地下（階）部分であって管理スペースに該当するものは延床面積として算定しない。</p> <p>(ウ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形状は、切妻等の勾配屋根とする。 ・屋根の色彩は、赤錆色又は焦げ茶色とする。 ・外壁の色彩は、焦げ茶色又は茶色とする。 <p>(エ) 施設内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩者用スペースは独立して設けず、玄関、土間等と併用する。 <p>(オ) 汚排水処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿、雑排水については、寒冷地に適した方法により適切に処理するほか、極力、バイオトイレを導入し、水質の保全のための措置を講ずる。 <p>(カ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩者又は野営者も利用できる外便所の整備に努める。 ・冬期利用者の多い山小屋においては、避難用として冬期小屋の設置又は山小屋の一部を利用できるように配慮する。 ・風力発電について、小規模なものについては別紙4「宿舎事業（山小屋）における小型風力発電施設の設置について」による。 ・実態上山小屋として管理運営がなされている大滝山宿舎、新中尾峠宿舎及び岩魚留宿舎については、施設の改修の機会に合わせて順次事業執行するよう指導する。
--	--

(6) 避難小屋

共通事項の取扱事項の規定によるほか、下記の取扱い方針によるものとする。

	事業の種類	取 扱 方 針
	ア 前常念岳 避難小屋	<ul style="list-style-type: none"> ・常念岳登山者の緊急避難のための施設として計画されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。

イ	千町ヶ原 避難小屋	<ul style="list-style-type: none"> ・日影平から乗鞍岳へ続く登山道の中間地点に位置し、乗鞍岳登山者の緊急避難のための施設として計画されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ウ	北ノ俣 避難小屋	<ul style="list-style-type: none"> ・北ノ俣岳登山者の緊急避難のための施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
エ	滝谷避難小 屋	<ul style="list-style-type: none"> ・槍ヶ岳登山者の緊急避難のための施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、大雨により沢が氾濫した際の避難小屋として維持管理を行うとともに、既存施設の充実を図る。
オ	乗鞍土俵ヶ 原避難小屋	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー規制が行われるまでは、乗鞍スカイライン利用者や乗鞍岳登山者のための施設として利用されていたが、平成20年に撤去されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。

(7) 休憩所

共通事項の取扱事項の規定によるほか、下記の取扱い方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
ア 合戦小屋 休憩所	<ul style="list-style-type: none"> ・燕岳方面への登山者のための休憩施設として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」によるほか、規模は現状程度とし、今後も風致に配慮しつつ既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
イ 一ノ俣休憩 所	<ul style="list-style-type: none"> ・槍ヶ岳への登山者のための休憩施設として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑥休憩所」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。

(8) 野営場

共通事項の取扱事項の規定によるほか、下記の取扱い方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
ア 中房温泉 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・燕岳、有明山等への登山者及び中房温泉周辺の自然探勝のための基地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山麓部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
イ 涸沢野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・穂高連峰への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ウ 横尾野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・穂高連峰及び蝶ヶ岳への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
エ 徳沢野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・穂高連峰及び蝶ヶ岳への登山基地、徳沢周辺の自然探勝のための基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山麓部)」によるほか、規模及び収容力は現状程度とし、今後も風致に配慮しつつ既存施設の充実を図る。
オ 日影平野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・日影平周辺の自然探勝のための基地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山麓部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
カ ワサビ平 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉から双六岳、笠ヶ岳方面への中継基地として計画利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
キ 新穂高温泉 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉周辺の自然探勝及び笠ヶ岳方面への登山基地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山麓部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ク 双六池野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・双六岳への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ケ 槍ヶ岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・槍ヶ岳への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
コ 槍平野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉と槍ヶ岳を結ぶ登山道及び南岳へ向かう南岳新道への中継基地として利用されている。

		<ul style="list-style-type: none"> 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
サ	南岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍ヶ岳及び奥穂高岳への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
シ	笠ヶ岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 笠ヶ岳及び双六岳への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ス	大天井岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍ヶ岳及び常念岳方面への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
セ	槍ヶ岳八合目野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍ヶ岳への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ソ	西岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍ヶ岳及び大天井岳方面への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
タ	常念乗越野営場	<ul style="list-style-type: none"> 常念岳、大天井岳及び蝶ヶ岳方面への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
チ	ババ平野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍ヶ岳への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ツ	北穂高岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍・穂高連峰縦走のための登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
テ	奥穂高岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 穂高連峰縦走のための登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ト	蝶ヶ岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> 蝶ヶ岳及び常念岳方面への登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ナ	岳沢野営場	<ul style="list-style-type: none"> 槍・穂高連峰縦走のための登山基地として利用されている。 取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ニ	大滝山野営	<ul style="list-style-type: none"> 大滝山、蝶ヶ岳及び徳本峠方面への登山基地として利用され

	場	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ヌ	西穂高岳 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・西穂高岳への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ネ	岩魚留野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・島々谷から上高地への中継基地として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ノ	徳本峠野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・島々谷から上高地又は大滝山方面への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ハ	燕岳野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・燕岳及び槍ヶ岳方面への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。
ヒ	合戦小屋 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・燕岳方面への登山基地として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑦野営場 (山岳部)」によるほか、利用状況に応じて必要な整備を検討する。

(9) スキー場

共通事項の取扱事項の規定によるほか、下記の取扱い方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
ア 乗鞍高原 スキー場	<ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍高原集団施設地区を基地とするスキー場として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑧スキー場」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
イ 日影平 スキー場	<ul style="list-style-type: none"> ・日影平の地形を生かしたスキー場として利用されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑧スキー場」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
ウ 新穂高温泉 スキー場	<ul style="list-style-type: none"> ・千石尾根の麓に位置したスキー場として計画されている。 ・取扱方針は、「2. (1) ⑧スキー場」による。

(10) 駐車場

事業の種類	取 扱 方 針
ア 沢渡駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地への中継拠点として計画された駐車場であり、松本市及

		<p>び民間が駐車場施設の整備を行い、マイカーからの乗り換えのための駐車場として利用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、利用状況に応じて必要な施設の整備を進める。
イ	白骨温泉 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・白骨温泉地区の自然探勝のための駐車場として利用され、付帯施設として公衆便所が整備されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、既存施設の維持管理、機能の充実を図る。
ウ	新穂高温泉 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉周辺の自然探勝、西穂高岳方面への登山口に位置する駐車場として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業(イ)建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、収容規模の減少や道路利用状況の変化に合わせ、既存施設の拡充整備を図る。

(11) 運輸施設（索道運送施設）

事業の種類	取 扱 方 針
○ 新穂高線索道運送施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉から千石平までを結ぶロープウェイで、西穂高岳方面への登山、山頂駅周辺の自然探勝を目的として利用されている。 ・取扱方針は、下記のとおりとする。 <p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望、登山、園地散策等、地域の利用目的に沿った整備を図る。 ・自然解説各種公園情報提供等の機能の充実を図るほか、原則として、現状程度の輸送能力とする。 <p>(イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。 ・屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は2/10以上とする。ただし、山頂駅舎において、屋根の一部を展望施設として利用する場合はこの限りではない。 ・屋根の色彩は、焦げ茶色とする。 ・壁面の色彩は、茶色又は白色とする。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支柱及び搬器には広告物の掲出を認めない。

(12) 排水施設

事業の種類		取 扱 方 針
ア	涸沢排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用に伴い生じる汚水进行处理するための施設として計画されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
イ	横尾排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用に伴い生じる汚水进行处理するための施設として計画されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。
ウ	徳沢排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用に伴い生じる排水进行处理するための施設として計画されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」による。

(13) 医療救急施設

事業の種類		取 扱 方 針
○	徳沢医療救急施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上高地のシーズン中に開設され、登山者及び自然探勝を行う公園利用者の急病又は遭難その他突発的な事故による負傷者に対して緊急診療処置を行う医療施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、既存施設の維持管理を行う。

(14) 公衆浴場

事業の種類		取 扱 方 針
○	新穂高温泉公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・新穂高温泉に位置し、公園利用者の日帰り入浴施設として利用されている。 ・建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、規模は当該地域の利用形態の変化に合わせ、施設の整備充実を図る。

(15) 公衆便所

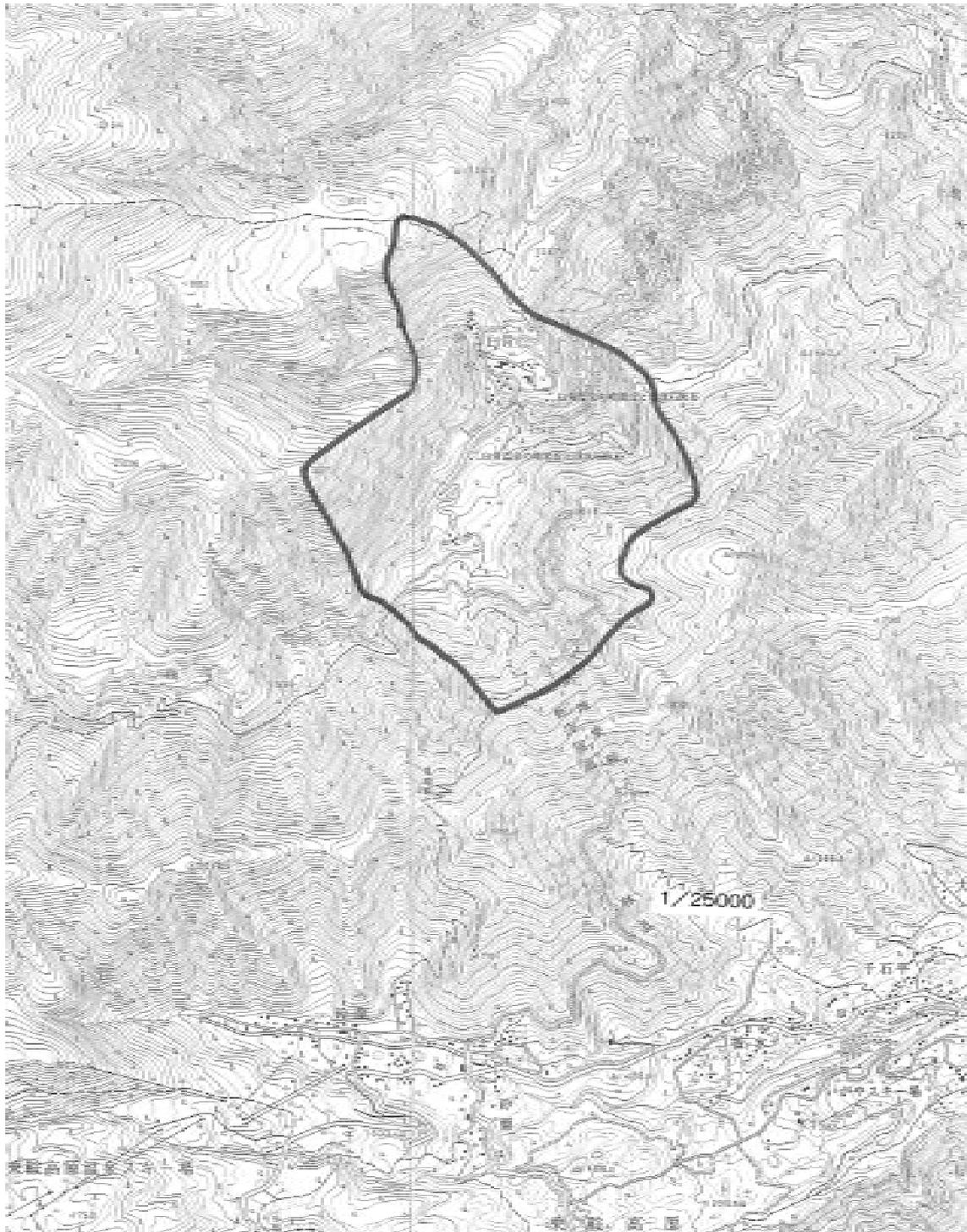
事業の種類	取 扱 方 針
○ 燕岳公衆便所	<ul style="list-style-type: none">・ 燕岳及び槍ヶ岳方面への登山者のための公衆便所として計画されている。・ 建築物の外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、既存施設の維持管理を行う。

(16) 博物展示施設

事業の種類	取 扱 方 針
○ 沢渡博物展示施設	<ul style="list-style-type: none">・ 上高地への交通の乗り換え・中継拠点において公園の保護及び利用に関する情報提供を行う施設として計画されている。・ 外部意匠・色彩・材料等は、「2. (1) ①全事業 (イ) 建築物の外部意匠・色彩・材料等」によるほか、利用状況に応じて必要な施設や規模を検討する。

別図 1

白骨温泉



別図 2

乗鞍高原集团施設地区



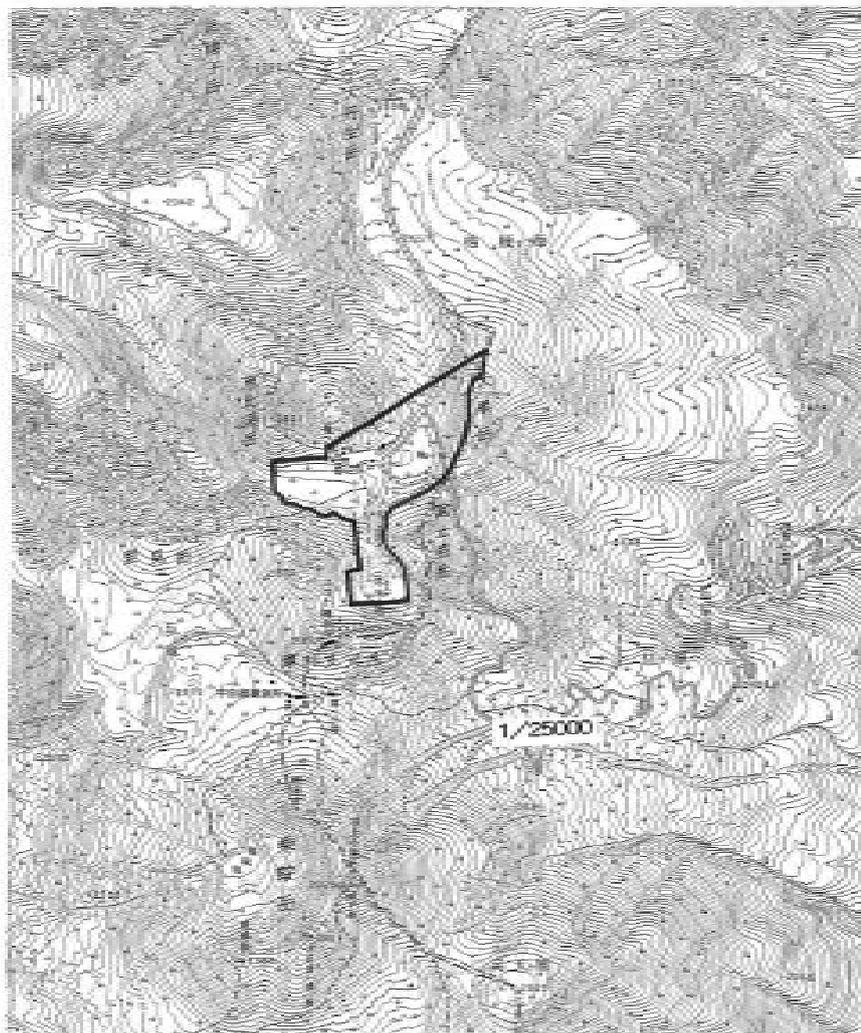
別図 3

平湯集團施設地区



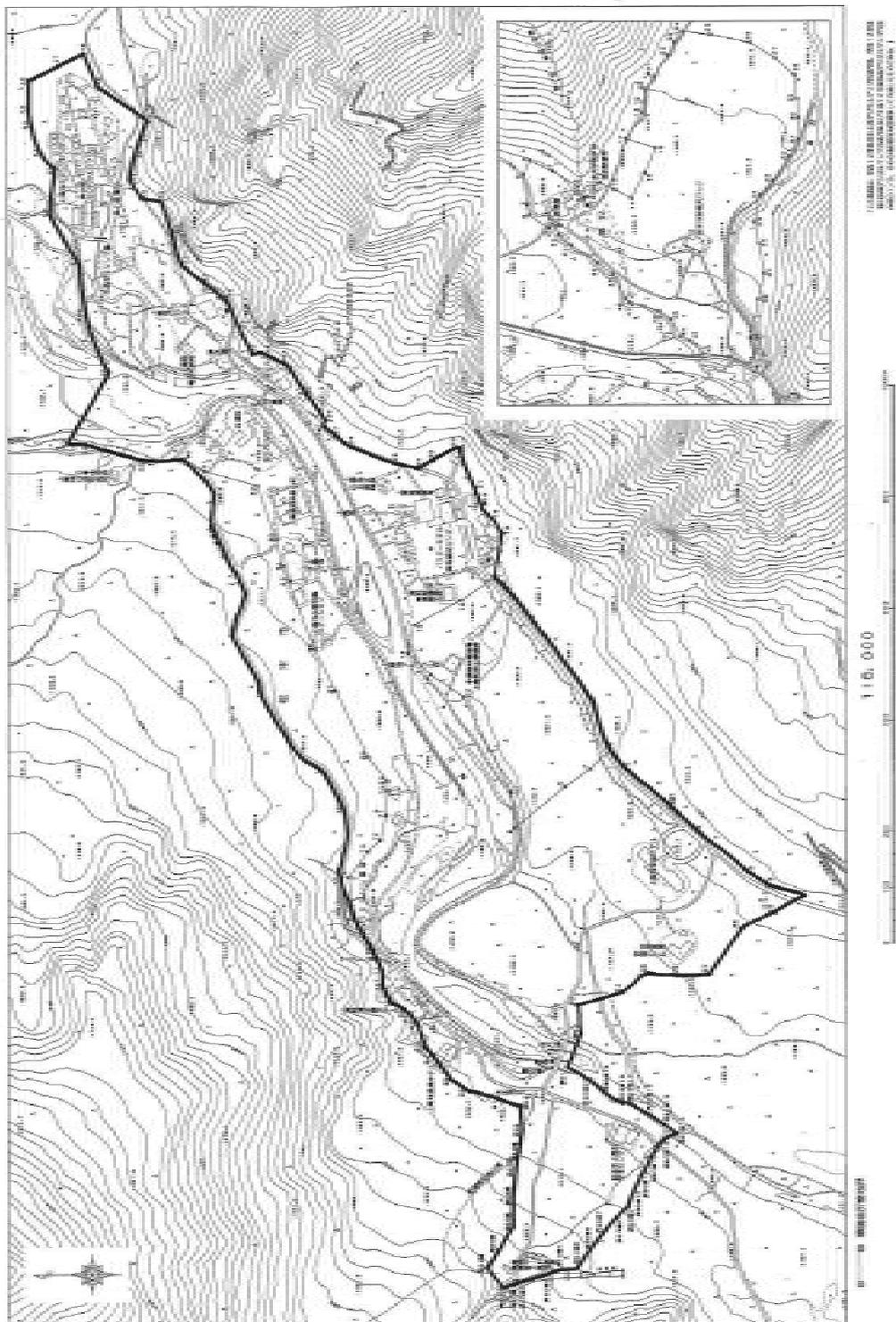
別図 4

乗鞍鶴ヶ池集団施設地区



別図 5

上高地集团施設地区



別紙1 色彩について

第6章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項、1. 許可、届出等取扱方針及び2. 公園事業取扱方針で示されている色彩については、日本塗料工業会発行（2009年E版）の色見本による。

○焦げ茶色

E 1 5 - 2 0 B 及びこの近似色

○赤錆色

E 0 7 - 3 0 L 及びこの近似色

○茶色

E 1 5 - 3 0 F 及びこの近似色

E 1 7 - 5 0 L 及びこの近似色

E 1 7 - 5 0 F 及びこの近似色

○白色

E N - 8 5 及びこの近似色

○黒色

E N - 1 0 及びこの近似色

○濃緑色

E 4 2 - 3 0 H 及びこの近似色

○灰色

E N - 5 5 及びこの近似色

○暗灰色

E N - 4 0 及びこの近似色

○ベージュ色

E 1 9 - 7 5 L 及びこの近似色

別紙 2

中部山岳国立公園南部地域における移動通信施設の取扱いについて

1. 概要

中部山岳国立公園南部地域管理計画書改訂にあたり、近年、山岳地域における移動通信施設の普及に伴い、南部地域での現状を踏まえ、指導指針を定めるもの。

2. 移動通信事業の定義と現状

携帯電話などの移動通信事業は、電気通信法上の第1種電気通信事業として行われている。平成9年の電気通信事業法の改正により、第1種電気通信事業者の許可の基準から過剰設備防止事項（一定地域における参入制限）がなくなり、経営能力さえ有していれば、何社でも際限なく市場参入することが可能となった。そのため、現状では複数社が移動通信事業を行っている状態である。

3. 移動通信施設の適用条項

移動通信事業を行うにあたっての鉄塔、アンテナ等の移動通信施設は工作物の新築もしくは増改築で扱われ、自然公園法での該当条項は自然公園法20条3項、自然公園法施行規則11条13項による。

4. 移動通信施設の取扱方針

① 特別保護地区、第1種特別地域及び第2・3種特別地域の高山・亜高山域等の植生回復等の困難な地域

原則、新設等は不可、但し、自然公園法施行規則第11条13項の審査基準により認められるただし書きの適用については下記のとおりとする。

・民間事業者が整備するもの

公益上の必要性のただし書きは適用しない。

・市町村が整備するもの

公益上の必要性のただし書きを適用しうる。

なお、ただし書きが適用される場合においても、独立した施設ではなく、宿舎、既存施設など、既に設けられている工作物に付帯した形で、風致景観上の支障を最小限にするものとし、独立型の基地局は認めないものとする。

② ①以外の地域（普通地域を除く）

原則、既存工作物に付帯した形での設置を求める。ただし、付帯では目的が達せられない場合においてのみ、高さ13m以下での基地局を認めるものとする。ただし書きの適用は行わない。

別紙3 歩道における標準標識デザイン案

第6章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項、1. 許可、届出等取扱方針及び2. 公園事業取扱方針で示されている標識類の標準デザインについては下記のとおり。

図 標準デザイン図（歩道等）

歩道			
歩道			
歩道			
歩道			
歩道			
歩道			
歩道			
歩道			

別紙 4

宿舎事業（山小屋）における小型風力発電施設の設置について

1. 概要

中部山岳国立公園南部地域管理計画書の改訂にあたり、近年、公園事業として執行されている宿舎事業（山小屋）において小規模な風力発電施設を設置したいとの要望が増加していることから、設置に際して風致景観等に配慮がなされるよう、指導指針を定めるもの。

2. 風力発電施設の設置により予想される問題点

- ・ 展望、眺望上の支障
- ・ 回転時における騒音、接触事故
- ・ 強風、落雷等による破損、飛散
- ・ バードストライク等、野生生物の生息・生育に及ぼす影響

3. 対応方針

- ・ 現執行敷地内であること。
- ・ 登山道に隣接しないこと。
- ・ 基数は必要最小限とすること。
- ・ 極力既存施設に隣接されること。
- ・ 接触防止のため、安全対策を行うこと。
- ・ 工作物の高さ（風力発電施設の先端までの高さ）は地上高 5 m以下とすること。
- ・ 色彩はこげ茶色または灰色とすること。

適用施設一覧表

2 - 1

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
107 燕岳	同 左	同 左	燕山荘
110 双六池	同 左	同 左	双六小屋
111 大天井岳	同 左 同 上	大 天 井 同 上	市営大天荘 大天井ヒュッテ
112 槍ヶ岳肩	同 左	同 左	槍ヶ岳山荘
113 槍ヶ岳東鎌尾根	同 左	同 左	ヒュッテ大槍
118 常念岳乗越	同 左	同 左	常念小屋
119 槍ヶ岳八合目	同 左	同 左	殺生ヒュッテ
120 西岳	同 左	同 左	ヒュッテ西岳
121 槍沢	同 左	同 左	槍沢ロッジ
122 南岳	同 左	同 左	南岳小屋
124 北穂高岳	同 左	同 左	北穂高小屋
125 涸沢	同 左 同 上	同 左 同 上	涸沢ヒュッテ 涸沢小屋
127 奥穂高岳	同 左	同 左	穂高岳山荘
128 横尾	同 左	同 左	横尾山荘
130 蝶ヶ岳	同 左	同 左	蝶ヶ岳ヒュッテ
131 岳沢	同 左	同 左	岳沢小屋
136 西穂高岳	同 左	同 左	西穂山荘
141 徳本峠	同 左	同 左	徳本峠小屋
179 鏡平	同 左	同 左	鏡平山荘
180 槍平	同 左	同 左	槍平小屋
181 笠ヶ岳	同 左	同 左	笠ヶ岳山荘
181 ワサビ平	同 左	同 左	ワサビ平小屋

2 - 2

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
132 大滝山	同 左	—————	大滝山荘
139 新中尾峠	同 左	—————	焼岳小屋
140 岩魚留	同 左	—————	岩魚留小屋

別紙6

【指定植物】(中部山岳国立公園)

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	チシマヒカゲノカズラ、ミヤマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、ミズスギ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ(ヘビノシダ)、エゾフユノハナワラビ(ヤマハナワラビを含む)
イノモトソウ	ヤツガタケシノブ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、カラフトメンマ、シロウマイタチシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、エビラシダ、タカネシダ(クモマシダ)、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	イチョウシダ、チャセンシダ、アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、オオクボシダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン(ミヤマハイビャクシン)、ホンドミネヤマネズ
イチイ	キャラボク
ヤナギ	タカネイワヤナギ(レンゲイワヤナギ)
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	マルバギシギシ(ジンヨウスイバ)、イブキトラノオ、ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	タガソデソウ、ホソバミミナグサ(タカネミミナグサ)、ミヤマミミナグサ、クモマミミナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ(クモイナデシコを含む)、センジュガンピ、タカネツメクサ、ハイツメクサ、ミヤマツメクサ、コバノツメクサ、ワチガイソウ、ヒゲネワチガイ、チシマツメクサ、カンチャチハコベ、エゾフスマ(シラオイハコベ)、イワツメクサ、シコタンハコベ
モクレン	オオヤマレンゲ

科名	種名
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、ハクバブシ、レイジンソウ、ホソバトリカブト、ヤチトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ（スハマソウを含む）、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウを含む）、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む）、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ、イチョウバイカモ、クモマキンポウゲ、タカネキンポウゲ、ヒキノカサ（コキンポウゲ）、ヒメカラマツ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
ウマノスズクサ	ミチノクサイシン、ミヤマアオイ、コシノカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	シロウマオトギリ（ダイセンオトギリ）、オクヤマオトギリ、コオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ウメハタザオ、クモイナズナ（クモイハタザオ）、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）、ミヤマタネツケバナ（ミネガラシ）、トガクシナズナ、クモマナズナ、シロウマナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、アオベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、チャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む）、ヤシヤビシヤク、ムカゴユキノシタ、シコタンソウ、ヒメクモマグサ、ダイヤモンドソウ（ウチワダイヤモンドソウを含む）、ミヤマダイヤモンドソウ、ウラベニダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、クモマグサ、ハルユキノシタ
バラ	ハゴロモグサ、チョウノスケソウ、シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む）、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む）、オオタカネバラ、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、カライトソウ（ユキクラトウウチソウを含む）、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む）、タテヤマキンバイ、イワシモツケ

科名	種名
マメ	タイツリオオギ、リシリオオギ、シロウマオオギ、イワオオギ、タテヤマハギ、オヤマノエンドウ
フウロソウ	グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む)、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲキ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマキスマレ、タカネスマレ (クモマスマレ)、ミヤマスマレ
アカバナ	ヤナギラン、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、シロウマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ (オニカサモチ)、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む)、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ (オオツガザクラ)、ツガザクラ、ハイツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ (キレンゲを含む)、ヒカゲツツジ、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む)、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、オノエリンドウ、シロウマリンドウ (タカネリンドウ)、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ミヤマアケボノソウ、タカネセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ハナシノブ	ミヤマハナシノブ

ムラサキ

ミヤマムラサキ、エゾムラサキ

科名	種名
シソ	カイジンドウ、ミヤマクルマバナ、タテヤマウツボグサ、アキギリ（オオアキギリ）、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む）
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ウルップソウ、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、タカネシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスミレ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、チシマヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク
オミナエシ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ）、キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン（タカネツリガネニンジン）、チシマギキョウ、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
キク	タカネヤハズハハコ（タカネウスユキソウ）、チョウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む）、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、タカネヨモギ、チシマヨモギ、カニコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、タテヤマアザミ、オニオオノアザミ、モリアザミ、ハクサンアザミ、オニアザミ（ハリオニアザミを含む）、ノリクラアザミ（ウラジロアザミ）、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、タカネニガナ、クモマニガナ、キクバジシバリ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、オオニガナ、シラネアザミ、クロトウヒレン、ヤハズトウヒレン、チャボヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン（トウヒレン）、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、タカネヒゴタイ、コウリンカ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）、シロウマタンポポ

科名	種名
ユリ	シロウマアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、キスゲ（ユウスゲ）、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ（タニマユリ）、クルマユリ、チシマアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ（オオバユキザサ）、ヒロハユキザサ、マルバサンキライ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、チャボゼキショウ（ハコネハナゼキショウ）、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、タカネシュロソウ（ムラサキタカネアオヤギソウ）、タカネアオヤギソウ、コバイケイ（ウラゲコバイケイを含む）
アヤメ	ヒオオギアヤメ
イグサ	タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ユキクラヌカボ（オクヤマヌカボ）、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ヒナノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ、ミヤマコウボウ、ミヤマアワガエリ、ハクサンイチゴツナギ、ミヤマイチゴツナギ（タカネイチゴツナギ）、ヒゲナガコメスキ、ミヤマカニツリ（タカネカニツリ）、リシリカニツリ
サトイモ	ユモトマムシグサ、ミズバショウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、アシボソスゲ（シロウマスゲ）、タカネナルコスゲ（タカネナルコ）、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	サルメンエビネ、ホテイラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、アツモリソウ、キバナアツモリソウ、イチヨウラン、サワラン（アサヒラン）、キリガミネアサヒラン、コイチヨウラン、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ（チドリソウ）、ミヤマモジズリ、クモキリソウ、フタバラン（コフタバラン）、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ヒメムヨウラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む）、カモメラン（カモメソウ）、ウチヨウラン、コケイラン、タカネトンボ、シロウマチドリ（ユウバリチドリ）、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、ホソバノキソチドリ、ヤマトキソウ、トンボソウ、シヨウキラン

